

## 平成20年第2回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成20年6月25日(水曜日)

午前9時30分開議

第14 一般質問

第5 議案第35号 訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第32号 平成20年度一般会計補正予算(第1号)について

第7 議案第33号 平成20年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)について

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会会長	鳥山勝見君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全員の出席でございます。

なお、田古選挙管理委員長から、欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

一般質問の前に町長から、河端議員の保育所の関係で訂正がありますので、発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） 議長のお許しをいただきましたので、昨日の河端議員の一般質問、認定こども園で、私の説明で町内の保育所2カ所という説明をさせていただきました。これは過ちでございます。常設と旭町の季節保育所、さらに日出の季節へき所保育所を含めて、3カ所という訂正でございます。申し訳なく思います。よろしく願います。

議長（橋本憲治君） また、昨日の西山議員の定住促進事業計画の一般質問に対しまして答弁漏れがありましたので、建設課長から答弁をさせます。

建設課長（竹村治実君） 昨日の西山議員の一般質問の中で、本町の定住促進事業計画についての回答で保留していた項目がございましたので、その項目につきまして、お答えいたします。

「現在の通勤実体は、どのようになっているか」とのご質問でございましたが、住宅施策推進計画に載せていた広域的な特性地は、平成12年度の国政調査の数値を使用しております。平成17年度の新しい数値が、まだ出てなかったものですから、平成12年度の数値を使用しておりました。今現在、平成17年度の国勢調査の数値でございますけれども、旧北見市からの就職者は434名。失礼しました。旧北見市への就職者が634名で、旧北見市への通勤が476名となっております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 意味が分かんないから、もう1回。

建設課長（竹村治実君） 旧北見市への就職者が634名で、北見市へ通勤している方が476名。失礼しました。これは逆ですね。北見市からの通勤者が476名ということです。

以上です。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第14、一般質問を継続いたします。

3番、上原豊茂君の発言を許します。

昨日も申し上げましたとおり、気温が上昇してきますと上着を脱いで結構です。ぜひ、遠慮なく上着を脱いで下さい。

2番、失礼しました。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 3番、上原です。私の通告書に従いまして、一般質問を進めてまいりたいと思います。

1点目は、町民と共に進める協働のまちづくりについてであります。

第1回定例会において、「町民こそが主役」の行政推進について質問をさせていただきました。広報・公聴活動の充実と行政、住民、議会の連携によるまちづくりの重要性を示されました。

しかし、「町民こそが主役」、「町民福祉の増進を図る」を理念とした町長のまちづくりの具体的な方向が町民に理解されていると思われぬような状況が町民の声として上がっております。そういう意味において、今一度、町長の思い画くまちづくりを示す必要があると考えております。まちづくりの主役は、行政の目指すところや財政状況を正しく認識しているべきであると思っております。これらに係わる施策も示されていると受け止めておりますけれども、町民からはその実動が見えないという声が上がっております。旧態依然として、行政の特徴と思われる保身の言動が、職員から見受けられるのが気になるところです。これらの点を改善していかなければ、町民との協働のまちづくりは難しいと考えております。

また、まちの財政状況や国・道の地方自治体への圧力を見ると、庁舎内の改善対策に沢山の時間を費やす余裕はないと感じているところであります。

以上のような認識の中で、次の点について町長の所見を伺いたい。

1点目は、町長が持っているまちづくり構想とその進捗状況であります。

2点目は、情報の共有化についての考えとその取り組みについてであります。

3点目として、町民と行政担当者の連携手法と課題について。

4点目が、まちづくり委員会の今後の展開と自治基本条例についてであります。

以上の4点について、お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、町民と共に進める協働のまちづくりについて、4点のお尋ねをいただきましたので、お答えいたします。

まず、1点目の「私のもっているまちづくり構想と進捗状況」についてでございますが、昨年の町長選挙の際に、私は7つの約束と9つの緊急提言をマニフェストとして町民の皆さまに示し、できることからすぐ実行することを訴え当選をさせていただきました。

この1年余り、町議会議員の皆さまをはじめ、多くの皆さまのご理解とご協力をいただきながら、可能なものから着実に実行させていただいているところであり、十分かどうかの評価は別にいたしましても、順調に進んでいると思っております。

次に、2点目で「情報の共有化とその取り組み」について、ご質問をいただきました。現在、本町では財政健全化戦略プランの策定作業を進めているところでございますけれども、このプランの策定にあたっては、一人でも多くの皆さんの意見を聴きながら、進めなければならないものと考えております。財政状況が厳しく、限られた財源の中で、真に町民の皆さんが必要としている事業を選択し展開していくにあたっては、地域や町民の皆さんの理解と協力が不可欠でありますし、そのためには、町職員はもとより町民や議員の皆さまと町の現状についての情報を共有することが必要であると認識しております。

そうした思いもあり、「まちづくり委員会」を立ち上げさせていただきましたし、従前、

行っております「まちづくり懇談会」や地域に入っの説明会などを、また、庁舎内については、課長・係長会議などを積極的に実施しているところでございます。

次に、3点目に「町民と行政担当者の連携手法と課題」について、ご質問をいただきました。これまで、色々な機会を通じ、町民の皆さんに制度説明や現状を理解いただくための情報を提供してまいりましたが、その中で広報や折込みチラシなどでは、容易に理解できないとの意見が多くの方から出されておりました。先ごろも地域の要請に応じて、担当者がまちづくり委員会の説明に伺ったところでございますが、じっくり、膝を交えての意見交換の末、一定のご理解をいただいた経過もあり、こうした取り組みの積み重ねが今後、重要になってくるものと感じております。

また、この7月から地域担当職員制度をスタートさせていただきますが、こうした職員の顔が見える、職員からは地域住民の顔が見える関係を大事にしながら、発展させていくことも、今後の協働のまちづくりを進めていくうえで、重要なものになるものと考えております。

最後に4点目として、「まちづくり委員会の今後の展開と自治基本条例」について、ご質問をいただきました。まちづくり委員会につきましては、去る6月6日に1回目の会議を開催し、住民参加によるまちづくりの必要性についての講演を聴いた後、役員の選出などを行ったところであります。

先日、正副委員長さんと今後の委員会の進め方について協議を行い、副委員長の増員による体制強化を図ること。まずは、委員会そのもののあり方についての意見交換を行うことや町の現状を理解できるような情報提供を行うことを確認したところであります。町としましては、この委員会がまちづくりに対する課題等を見い出しながら、一人でも多くの意見交換を経て、町に何らかの提言をいただく自主運営組織となることを期待しているところでありますが、まずは、委員会における議論を静観しながら、一方では財政健全化戦略プランの意見もいただくことを考えているところでございます。

なお、自治基本条例につきましては、この委員会で具体的な検討をお願いすることを予定しておりましたけれども、3月に行った町民アンケートの回答状況などを踏まえ、まずはまちづくりに参加いただき、行政に関心を持っていただくことが先決であるとの判断に立たせていただきました。自治基本条例につきましては、行政が一方的に押し付けて作るべきものではありませんので、今後のまちづくり委員会や町民懇談会の取り組みを通じ、町民の皆さんの気運の高まりを待って進めてまいりたいと考えており、当初の予定より、若干先延ばしをさせていただきたいと考えているところでございます。いずれにしても、議員ご指摘のとおり財政状況を考えますと、スピード感を持った取り組みが求められておりますので、地域における議員の皆さまのお力添えもいただきながら、「町民こそが主役」のまちづくりを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま、町長から私の質問に対する回答をいただきました。ここで、再質問をさせていただきますけれども、町長のまちづくり構想、順調に進んでいるということでもあります。それは、町長のなかで計画的に一つひとつをクリアしてるというふうに理解すべきであろうというふうには思いますけれども、町民の側から見ると必ずしもそういう評価はないということになるのかと思います。なかなか町長が思いをもつ、そ

のまちづくり。町民にとっては、基本的な部分で理解できないことが、多々あるかと思  
います。その辺をどうクリアするのかということが、これからのまちづくり推進のなかで、  
大きな意義をもつのではないかというふうに、私は感じています。町長が常日頃からお  
っしゃっております地方自治法の本旨に添うまちづくり。いわゆる住民の意思に基づいて決  
定し、住民の参加によって、執行するという自治体づくりであります。住民の自治原則で  
ありますけれども、もう一点は、団体自治の原則。地方自治体は、方針の決定や執行を国  
に対して、自主的であるということでありまして、この辺のことについて、なかなか  
今までの行政と住民の関係からするとしっかりこないという状況にあるのではないかと  
思う訳であります。当然、今までですと町長が1つの提案をする。即そこに向かって真っ  
直ぐに進むと一定の時間の中で結果が出るということでありまして。しかし、今町長が提案  
しているまちづくりというのは、基本的な町民の感覚といえますか、その辺の改革から、  
入るといっていきますとなかなか今までと違って時間がかかるという部分で、先ほど  
も申し上げましたように、進んでいるのかどうかと。むしろ後退しているのではないか  
みたいな発言まで町民の中からは飛び出してしまうという実体であると思うわけあり  
ます。これらは、町長自身が順調に進んでいるというのであれば、それはそれで良いのか  
のもしれませんけど、町長の感覚と住民の目に映るその実体、その乖離かいりした部分をどうい  
うふうに調整するのか。その辺についての町長の考え方、施策があればお聞かせいた  
だきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 通告の中でも、町民からしてみると実動が見えない。さらには、  
己の保身と思われるような言動が職員から見受けられるということも含めて、住民と行政  
の距離をいかに縮めるかと私自身は、いけいけどんどんで多大なる成果を納めてるとい  
うふうには思ってもいません。少なくとも、私が住民の皆様にお示ししたこのマニフェスト、  
そしてこの11項目のこの後援会だよりで、政策の約束をさせていただきました。改めて  
昨日から、上原議員の質問に対して、私の仕事がどの程度着手されてるのかという点で言  
いますと完成度は、別でございますけれども、スタートしてこの一年間、ほぼ全ての提案  
に対しては遅い早いがございますけれども滞りなく、困難はありますけれども一つ  
ひとつ現実に向かって実施してるというのが状況でございます。しかし、それが、町民に  
理解されていないのではないかと。これは、1年間あるいは、今回の一般質問でも多くの  
議員さんから出ていますように、お任せ型の住民自治ではないということ、それは今  
14市町の再編を見た道のやり方を見ていても、非常に混乱を招いてることを見れば明ら  
かであります。すなわち、行政が強いリーダーシップの下に、トップダウンでどんどん進  
めていくということが本当に良いのかという問題であります。住民自治や民主主義は住民  
自身の問題でございます。その点でいいますと時間がかかってもきっちり説明をする。予  
算を2億円をばっさり削るといことは、算数では簡単であります。しかし、後からまた  
出てきますけれども、今、町民に一定の苦痛を味わっていただかなければならないときに、  
より多くの皆さんが納得して、この2億円を「俺たちも頑張るぞ」という状況をどうつく  
っていくかということに抜きにして私はあり得ない。とすれば、今までの時代とリーダー  
の町長のやり方等はその点で言うと変わっているかもしれません。しかし、私はこのと  
ころは、スピードアップを図りながらも、一方では丁寧な行政の進め方っていうのは、求

められてるのではないのかと。それは、行政だけではなくて、議会活動に対しても同じことが求められているのではないのか。すなわち、議会の自治立法権の政策提案も含めて、議員の議会として住民の説明会。これは、栗山の条例なんか見たら明らかでありますけども、住民も議会も行政もそれぞれの立場で、まだまだ私自身の行政のことでいいますと不十分でございますけども、そういう努力が始まったというのが、私自身にとっての新しい町政の姿勢だというふうに考えているところでございます。その点でいうと町民の皆さんとの感覚のずれとか、なかなかそこは通じてないのではないのかということ、確かに認めざるを得ないというか当然だと思います。1年の町政運営の中では当然であります。しかし、昨日説明させていただいた担当職員にいたしましても、職員自らが出向いていく。あるいは、後期高齢者医療制度にしても、まちづくり委員会にしても、こちらから出向いて、そして、町民の皆さんに可能な限り、分からないことを説明し、理解をいただくということは、私は自治の基本だというふうに、考えておりますので、その点で申しますと、私は、広報ももちろん大事ですけども、公聴活動を極めて大事にとらえてるつもりでございます。町長室の開放もさることながら、ふる懇もそうでありますし、この姿勢はさらに、勢いを増して私はこうした、ギャップ・違いを住民の皆さまと共に理解をし合いながら、行政が、まちづくりが、まさに住民が主役といいますか、主体者だという考え方を一層強めていって、欲しいと願うものでございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 町長の信念というものがよく見えただけでないかというふうに思っておりますけども、ここに参加している説明員の人たちも含めて、今目指すものが何なのかということを含めて確認をさせていただきたいというふうに思いますし、先ほど町長がおっしゃった、町民とのギャップをしっかりと埋めていくということでもありますから、多少の時間がかかるということも前提にして、その辺は、手を抜くことなく努力をしていただいたということをお願いしておきたいと思っております。

次の件でございますけれども、情報の共有化の問題であります。この件については、当然、それぞれの情報を共有化するための施策というのでも動いているというふうに認識しておりますけれども、気になる部分が何点かございます。まず、住民が行政を信頼するにたる情報提供とは、どういうふうに認識されているのかという部分であります。今までも、議会等でのやりとりの中でございますけども、住民の混乱を招くという言葉をもって、情報のコントロールをする。まあ私がそう思っているのかもしれませんが、そういう場面があると私は、より正しい情報を住民にきちんと伝えるということこそが、将来に向けての混乱を起こさない最善の情報共有の方法だろうと考えております。これらについて、例えば、行政側は町民のために、十分な門戸を開いているという認識があると思うんです。しかし、町民の側からすれば、行政に対して、情報提供を要求するというに慣れていない。そういう訓練が、されていない状況でないかと思う訳であります。例えば、行政側がこういうふうにやっていますというだけでは、今これから、先ほどもありましたいろんな変化に対する対応に町民が戸惑うだけだ。じゃあやっぱり、行政側が切り込んで町民に対して、しっかりと正しい情報提供をしていく。大変だと思いますけれども、こういう考えを持つべきでないかというふうに考える訳であります。そういうことも踏まえて、町長の町民への情報提供の基準といいますか、そういうことについて、どういう基準を持って

いるのか。どういう考えを持っているのか。その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 住民が信頼たる情報の提供は、どうあるべきなのかという、私自身の考え方を求められたというふうに理解してございます。

1つは、プライバシーの問題。それから、法的に制限のある問題を除いては、基本的には行政の持っている情報は、全て公開すべきだというのは、情報公開に対する私の基本的な理念でございます。それは、河端議員との議論にも、昨年の暮れの議会にもなりましたけれども、福祉灯油をめぐる問題でも行政としても何とかしたい。しかし、個人のプライバシーや税情報についての限界は、これは一定のバリアがありまして、これは関係する北海道やあるいは、省庁にこういったもののバリアを取り除いて、町民の福祉の向上に福祉に一樣するということを優先的にとらえられるような、まちづくりを進めていくということが大切なんだということを考えているところでございます。何よりも広報活動には、いろいろな形でこんなにやっているのに、もっと嫌な言い方をしますと広報に載せていますからと言う。チラシに書いていますから、理屈を言いますと文盲の人はどうするのか。読めない人はどうするのか、いろんな問題があります。私どもは、可能な限り地域に出向き、この地域担当職員の1つの願いの中には、そういう職員が言葉で伝えていくということも、将来的な行政効果としては、私は期待しても良いのではないのか。とにもなおさず紙やチラシ等だけでは限界がある。状況によっては、町長の若い人向けと言ったら語弊ありますけれども、私自身のホームページを作っても構わないと考えておりますけれども、これも昨日の答弁で申し上げましたとおり限界があると思っておりますけれども、いずれにいたしましても、可能な限り努力をしながら、冒頭申し上げました原理原則の情報公開の考え方に基づいて、町民の皆さんに正しい情報を提供していくのが行政の責任ではないかと考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） この情報提供については、重要な町民と行政の信頼関係を結ぶ大切な件だというふうに認識しておりますので、たゆまぬ努力をしていただきたいと思います。

次の町民と行政担当者の連携手法と課題についてであります。昨今、先ほども出ておりましたけれども、自治体の財政力が急速に落ち込む。そういうことによって、地域社会の可能性を開くような行政の働きがより困難となっている。また、そのことによって、財政ひっ迫の中で、どう財政を生み出すのかと財政再建をするのかという点から、役場の仕事が住民に押し付けられていく。これは、町民から見た感情だと思っておりますけれども、そういう感覚を持っているのではないかと。そういう意味では、どんどん行政のあり方ですとか、議員・職員に対する不満が高まって、住民要求との乖離かいりが大きくなっていくというふうに感じているところであります。先ほども申し上げましたけれども、町長の町政推進の理念、その施策に対して、2年目という状況になっておりますけれども、たまたまいろんな町民との会話をするという場面の中で先般と申しますか、昨日全員協議会で説明がありましたけれども、先ほど町長が説明された中で言うておられた地域担当職員制度の実施の関係であります。これらについて、なかなか進んでこないという点から、町長の指導力が問われたり、職員の能力を問うという声かけっこう私の耳に飛び込んでまいっております。そ



れには、時間がかかるというふうに、その場では説明をしながらおりましたけれども、町民の目線というのをしっかりと受け止めてということが、ある意味新しいと言いますか、これからのまちづくりの中では、先ほども申し上げましたように、重要だというふうに思っています。我々も含めて、一般的には、行政に直接担当してるものとして、町民はなかなか理解しづらいただろうとか理解できないだろう。そういうとらえ方をすることがありますけれども、町民は町民の立場で、我々の動きをしっかりと見ているというの、事実であろうかと思えます。そういう意味では、今回動き出した地域担当職員制度というものに、非常に大きな期待を寄せられていくのではないかとこのように思っております。私は、町政の推進起点というのは、職員だということに思っております。職員がいろんな発案を、実践していかないと、いっこうに進まないだろうというふうに思う訳であります。そういう意味では、この新しい取り組みの中で、町民とどう関われるかということが問われてくるだろうというふうに思っております。ここで、私は、極めて職員に対しては大変なプレッシャーがかかるのではないかと思いますけれども、昨日の説明会で「どんどん受けて立ちますんで」という課長の一言がありましたけれども、心強く思う反面、非常に不安を感じたところであります。基本的に、昨日工藤議員からの発言の中にもありましたけれども、まず町民と仲良くなれるというところ。自分の持ち味をしっかりと町民に理解してもらおうというところが大切だろうと思う訳であります。そういう意味で、この制度に入って、まず、自治会からの要請でいろんな行事等々に参加するということでもありますけれども、ある意味では、その担当職員に、その自治会から声がかかるまでの間、どういう取り組みをするのか、その辺が非常に興味のあるところであります。また、この担当職員のある意味決裁権といえますか、どういうふうに我々は認識したらいいのか。もう一つは、財政面からすると出役による手当の問題であります。これについて、どのような形で、昨日の段階では代替というようなことでありましたけれども、そういう形をとっていくことで、今の欠員が多い職員体制の中で、大丈夫なのかということも含めて、これらについての考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 昨日の全員協議会では、上原議員からこの質問が出るということで、出来るだけしゃべらないように、課長から説明をするということで、ある種徹していたつもりでございますけれども、私は、昨日も申し上げましたように、この制度というのは、全国的に非常に今広がってきている状況であります。管内でも、清里、斜里、最近では美幌等がこの制度については、踏み切っているようでございます。しかし、なかなかうまくいかない。これは、何かって言いますと町長が職員に対して、トップダウン方式で配置し、そして、職名でやらしてるといったのが良いのでしょうか。実際には、職員のものになっていないということが大変危惧しておりましたから、ある意味では、役場が正しく仕事が理解されるためにも、職員自身がどういうふうに向き合うべきなのかと、この仕事について、どう向き合うべきなのかということ、1年間議論をしていただきました。その上でいろんな違いもございましたけれども、まずは住民の皆さまに育てていただくという姿勢で、肩の力を抜いて出て行っていただきたいということが一つであります。それは、より多くのかたに職員の名前を知ってもらう。もう一方では、役場の仕事を正しく理解してもらうということも大事なことだというお話をさせていただいております。ですからこ

れは、まずはスタートしましょうと。

まず一点目には、早々に地域担当のそれぞれの課長を中心にして、グループのそれぞれの地域の駒里実践会であれば実践会の担当の職員3人なりが揃って、実践会長のところに出向いて下さい。そして、できれば一年にいったん位は、独り暮らしの高齢者のところ顔を出して声を掛けるということからでも始めて下さい。という話をしているところでもあります。あまり大きな枠をはめないということから、スタートするのが正しいのではないのかと。今、議員が心配しているとおり、決裁権はどうなるのかと。そこに行ってる職員に決裁権などありません。これは、分からない問題については、担当のそのグループの課長なり、あるいは、直接仕事を担当している課長に伝え、できるだけ早くその検討結果なり、対応を実践会の皆さんや町内会の皆さん、個人に対してもお答えしていくという。あるいは、実行していくということではないでしょうか。最終的な決裁権というのは、私自身ですから、課長で決裁できるものもありますけれども、私が判断していかなければならないことも多々あるというふうに思います。

それから、出役の手当であります。これは非常に難しい。仕事として、出るから当然時間外手当等の支払うのは当然であります。しかし、今、可能な限り振替休日を取るような措置で仕事を進めてもらっておりますけれども、これは難しい問題があります。呼ばれました。酒席であります。お酒の席、時間外いただけますかっていう話であります。こういう問題もありますから、それは、職員が個々がある意味では判断をしてください。分からないことについては、担当課長にご相談くださいということでございます。いずれにしても、基本的には、冠婚葬祭は原則やらなくても良いということはしておりますけれども、しかし、状況によっては、ぜひ葬式を手伝って欲しい。いろんなことが出てくるでしょうと。そのときには、空いていれば可能な限り手伝うようにして下さい。その時、香典までどうしますかと。こういう議論も含めて、職員の中では話し合いをして、7月1日からスタートするということになっておりますので、いろんなことがあると思いますけれども、育てていただきたいということでございます。確かに、ご指摘のとおり職員は120人いた時代からすると非常に大変でありますし、自ら地域に出向くということは大変なことだと、私自身も職員にある意味では一方では感謝しております。昨日も申し上げましたけれども、「役場の奴ら」という表現はあってはならない言葉だと私は思っております。しかし、役場が遠いだとか、役場が自分たちのことばかりという、ある意味では、私は批判が当たっているかどうか分かりませんが、そういう一生懸命頑張っている職員が地域に出向いて、そういったこと理解し合う少なくとも奴らなんて言われるような職員と住民の関係を払拭していきたいという願いもございますので、そのところはご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） これを機に、ぜひ代替等ですとか代償手当の問題等々あるかと思っておりますけれども、今まちに出れば財政の問題を口にするのと町職員の給与の問題が出てくる。私は、職員は、職員として努力し、今日に至っている。評価過大ではないかという言い方をしますけれども、しかし、町民側から見ると一律にそういうことを受け入れられる状況がない。ぜひこの町民との接点を持つ機会を持って、町民が「お前たちがこれだけ頑張っているんだったら、給与の削減はなくていいよ」と、そういう声をいただけるような、そん

な活動していただければというふうに感じております。その結果が、皆で笑えるような形になることを節に願うというところでございます。

次の4点目、まちづくり委員会の今後の展開と自治基本条例の関係であります。公募によるまちづくり委員の参加を求めていたところでもありますけれども、なかなか思うような結果が出なかったということもあったようでもあります。ここで、その公募によるまちづくり委員がどういう状態にあるのかということをお聞かせいただきたいのと、この委員会等々前回の定例会において、同僚の議員から、その男女の構成比の問題が指摘されております。その時に、謙そんの思いを込めて、その女性の恨み辛みみたいな表現をされておりましたけれども、決してそういう問題ではなくして、それは、あの話の経過からするとそれは、個々への評価がそういう形になったのであって、本人の思い謙そんをここできちんと整理しておきたいということも含めて、この問題にふれました。私は、男女の比うんぬんという問題もあります。当然女性が半分以上いる訳ですから、どんどん進出してきてほしいというふうに思っておりますけれども、しかしながら、いろんな委員会等々についての構成メンバーっていうのは、適材・適所であるべきだと思います。そういう意味において、あまりこの比率にこだわらない方法がこれからの委員会構成の中で大切でないかというふうに考えております。これは男女問わず、先ほど前段で申し上げましたように、なかなか町民がこういう公の場に出る。公の会議に参加するという訓練がされていないという点でいきますとそういうところに参加できる準備。これは、社会教育の分野かと思っておりますけれども、ぜひそういうことが可能になっていくような準備が庁舎全体として、取り組む必要があるではないかというふうに考えております。これらについて、そういう対応を考えていくべきだと思いますけれども、その対応についての考え方を聞かせていただきたい。それと、まちづくり委員会の中で、いろんな団体からの代表で委員になっている方がいらっしゃいますけれども、非常にその個人・団体っていう仕分けの難しさ、非常にこの団体から出てるんだっていう意識が先に立って、個人の思いが乗せられないとか、それでいいのかという疑問やいろんなものを耳にすることがあります。そういうことに対して、どういう整理しているのか。また、まちづくり委員会が立ち上がった時点で、まちづくり委員会イコール合併論議というとならえ方が非常におおございました。これらについては、私自信は先ほどからずっと言っておりますように、まちづくり委員会は、基本的にこれからの町の行く末をどうするんだということだ。要するに、合併でなくてこの町をどうするということだと認識していたわけですがけれども、非常にその合併論議が当然のごとく入ってくるという認識が多いという点で、その辺についての基本的な部分の整理をしていただきたいというふうに思います。時間がないのでその間の走りますけれども、その他に、このまちづくり委員会。先ほど前段で町長は自治基本条例の関係で、非常にそのアンケートの結果を持って先送りしたいというような発言がありました。町長のまちづくりの基本的な考え方の中で、町の将来は町民の判断によるものだというふうに常々言っております。そういうことからして、自治基本条例を制定するということは、極めてその町長の思うまちづくりの基本的な、部分に障りが出てくるんでないかと思っております。そういう意味で再度、まちづくり委員会と自治基本条例のその取り組みについて、考えを聞かせていただきたいと思っております。

町長（菊池一春君） 議長からも早口すぎるということで、ご指導を朝いただきました

ので、今日はゆっくりお話をさせていただきますけれども、時間がちょっとないので気になるところであります。

ご存知のとおり、まちづくり基本条例を目指して、私どもは地域の中で説明などを行ったり、アンケートをさせていただきました。結果として、その基本条例の制定については、数的にはそんなに多くはなかったということもあって、この条例の趣旨であります。より多くの皆さんから意見を聞こうと町長に意見を。ある意味では、意見を提案するという形のまちづくりの組織にスタンスとしては、変えたということ为先ほどお話をさせていただきました。そのために、地域の代表委員と団体代表と町議会議員、行政委員会、講師のアドバイザーを含めて、50名近い方の構成メンバーで、スタートさせていただきました。これは特徴的なことで、私が担当課の企画財政課にお願いしたのは、地域代表委員、自治組織を重要だということ position を位置付けて、いただきたいということでございます。しかもそれは、町内会長ということではなくて、町内会・実践会の中で議論をし、この人という人を町内会長でも実践会長でも構いませんけれどもしていただきたいと。さらに団体代表委員についても、同様の考え方をお願いをしたところでございますので、男女構成比については、それぞれの団体や地域の方に委ねたということでございますから、その点で言うと7名ほどの女性の代表が出ておりますけれども、いずれにしても、男女比率からいうと非常に少ない。これは、今後また、まちづくりの中で女性の参画等については、積極的に進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたい。

2点目でございます。合併の論議、すなわち、この会をこの委員会をもって、合併を決めるのかということでございます。それは、この委員会をもって合併を決めるという考えは持ってございません。昨日もお話させていただきましたけれども、まちづくり相対についての意見をいただくと、当然その中には、道州制の問題や市町村合併の議論も含まれるというふうに思いますし、さらには、財政再建に対するご意見もいただきたいと考えております。その点でさらに、それでは町民の総意で、町の将来を決めるという方法はどうかあるべきなのかということも含めてですけれども、最終的には議会に提案し、議会で決めていただくということにももちろんなりますけれども、その前提として可能な限り、まちづくり委員会はもちろんですけども、町内会・実践会に出向いて状況を説明し、最終的には町民のアンケート、あるいは住民投票等も可能であれば実現しながら、この合併新法の期限内に一定の結論を出していきたいというふうに考えているところでございます。

参考のために、置戸の井上町政が、3期目をこの間スタートいたしました。そして、同じように、まちづくり基本条例の提案を議会にしているようでございます。こう見たら、私も新聞程度しか分かりませんが、いずれにしても、10名以内の委員を指名をして決めていくと。これはそれぞれのまちでやり方がございますから、どっちが良いかとかどうかってことはわかりませんが、私自身は地域の代表、団体の代表、しかもそれが、こっちから一方的に名指しで指名するのではなくて、住民の発議から出てきた委員をもって、町の将来や町の様々な課題について検討して意見をいただきたいという考え方には変わりはありませんし、むしろ、住民の自主的な組織の中で、行政にある意味では、物を言っていたくというものであれば理想的だと考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 町長からの回答がありましたが、例えば、実践会等では、な

かなかその受けた実践会長自身が、どういう立場でどういう意味合いを持ってこの委員を選ぶのか、認識が多少ずれてるのかなという場面も実質あります。そういう意味では、先ほども言いましたように、その情報といいますか、きちんと町民に正しい説明をして、正しい理解をしてもらうという努力が必要でないかと思います。また、このまちづくり委員会は、より広く町民の声を聞くということでもあります。公募によるまちづくり委員のおそらく申し出がなかったんでないかというふうに理解しておりますけれども、ぜひこの間口を閉めないで、この委員会にこれから名乗りを上げるという方がいれば、受け入れていくという方向があってもいいんじゃないかというふうに考えるところですけども、この辺についての考えを聞いて、町長への質問を終わりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 名乗りを上げた方については、もちろんこの会議は公開制でございますから、誰でも参加できるというふうにとっておりますし、名乗りを上げた方については、これは無報酬でございますので、喜んで私は、受け入れていきたいというふうに考えているところです。

もう1点、住民がなかなか理解できないということでございますとこの会議のまちづくり委員会の時も申し上げましたけれども、北栄実践会での深夜に及ぶ議論の一例を紹介させていただきました。これは、非常に先ほど上原議員が質問しているような行政に対する不信感やこの忙しい時期に、どうしてこれだけの責任をどうしてなのかっていうことも含めて、大変なやっぱり関心を持っていただいて、企画財政課長と職員が出向いて、深夜までお話をさせていただいた。その点でいいますと私どもの目指しているまちづくりのさまざまなかような提案が、町民に理解していただくということについては、時間がかかるかもしれないけれども、丁寧にこれからも進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 少ない時間になりましたけれども、次の質問に入りたいと思います。

教育現場への期待と新学習指導要領への対応についてであります。

少子化と学歴偏重社会の中で、我が子に向ける父母の視線は、過熱するばかりであります。このような状況の下で、一般的な親社会において、自己中心的視点での教育への要望が現れていると感じております。

また、今回新学習指導要領移行措置が示され、教育に係わる基本的制度を始めとして、教育の大転換期を向かえております。子どもの育ちの過程が政治や大社会の気まぐれで大きく揺れ動くことが、本当に良いのかと疑問を持つところでもあります。

これらの、政治的・社会的な変化が町の政策に、与える影響も大きいのではないのでしょうか。この問題に町の教育行政がどう向かい合い、どのような対応を考えているのか、教育長の考えを伺いたい。

1点目は、子どもへの期待が教育現場への要求・要望として上がっていないか。あるとすれば、その内容と対応を示して欲しい。

2点目は、新学習指導要領により現場での混乱など、その課題と対策をどのように考えているのか。

3点目、町として教育行政展望をどのように考えているのか。

この3点について伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君）教育長。

教育長（山田日出夫君） 時間がございませんので、早口になることをお許しいただきたいと思います。

ただいま、「教育現場への期待と新学習要領への対応」について、3点にわたりお尋ねがありましたのでお答えさせていただきます。

1点目の「子どもへの期待が教育現場への要求・要望としてあがってないか。あるとすればその内容と対策」についてであります。一般的には保護者の要求としましては、お子さんの「学力向上」「児童生徒の規範意識の向上」「学校・教職員の資質の向上」などがあると考えております。本町の最近の事例では、保護者からの要望としましては、今年3月に新1年生の入学に際して、クラス編成についての要請がございました。その内容は新入生42名中5名が特別支援学級に在籍となることから、普通学級が37名の多人数になることとなり、先生と子どもたちのコミュニケーションや信頼関係を築くためにも、ぜひとも2クラスにしてほしいとの要望があったものでございます。

この対応としましては、始めに学級編成、これは40人学級でございますけれども、その制度、さらに他の学年での1クラスの児童の数の状況や2クラスにするためには、道教委との協議が必要なこと教員は、町単費で雇用することなどから、現状では2クラスは難しいとお答えしたところでございます。しかし、現実的には、普通学級37名と特別支援学級5名で交流授業になりますと42名の多くの児童になることなどを踏まえまして、担任に加え、町単独の臨時講師を配置するとともに、交流授業では、特別支援の教員も含めて指導に協力しあって、指導にあたっているところでありますので、ご理解を賜りたいと願います。

2点目「新学習指導要領により現場で混乱など、その課題と対策をどのように考えているか」のお尋ねについてでございます。新学習指導要領につきましては、本年3月に告示され小学校は平成23年度から中学校は平成24年度から実施されるものであります。しかし、本格実施まで3、4年の年数がかかることから、移行措置期間を設け、平成21年度には、先行して実施できるものは、実施可能と定められているところでございます。このため、学校や教職員においては、業務量の増に伴って、やや戸惑いもありますが、国・道などの動向も踏まえながら、円滑に移行できるよう学校とも十分連携し、教職員の理解もいただきながら、必要な対応に向かっていると考えておりますのでご理解願います。

3点目の「町としての教育行政展望をどのように考えているか」についてのお尋ねについてでございますが、少子高齢化や社会情勢の変化の中で、教育においては、教育基本法の改正や新学習指導要領の改訂など教育改革の流れは大きな変革の時を迎えていると認識しております。このような中、本町においても、教育基本法や各種制度の趣旨を踏まえ、これまで以上に、確かな学力や豊かな心などの育成に努め、保護者や町民の信頼と期待に応えるため、学校教育、家庭教育、社会教育が、それぞれの役割と機能を果たすよう、相互の連携や協力を図りながら教育行政の運営に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 言い訳ですけど、何点かの再質問をさせていただきます。

様々な学校への要望・要求等が出てくるというのが、社会的現象でありますから、そういう意味では、まあ今の流れかなというふうに認識しているところであります。しかしながら、最近様々な著書も出ておりますけども、モンスターペアレントという問題。クレマーの関係ですけども、非常にこのことによって、学校現場は混乱し、先生が疲れてしまう。子どもとの関係が非常にうまく行かないという状況があるというふうに示されております。非常にこの問題も、根本的な原因というのが情報をしっかり取れないってことだとされています。個人情報保護法によって、その生徒の様々な情報が激減していると子どもを理解できない。その子どもの育ち、家庭の環境ですとか、それらをもって、子どもを見ていく教員側からすると、非常に理解できないことが多い。多少のすれ違いが、その苦情となって激怒する。先生に対するひぼう・中傷が繰り返されるという悪循環が招かれている訳であります。これらについては、起きてからではなくて、前段できちんと対処するということが大切かと思えますので、その辺についてしっかりと対応していただきたい。学習指導要領の関係でありますけれども、以前、所得格差が教育格差を生んでいるという指摘がございました。この学習指導要領が新しく出されたことによって、自治体の財政力が教育の地域格差を生むんでないかというふうに言われております。例えば、それぞれ中央の担当が変わった。文部科学省と財務省等々の絡みがあるかと思えますけども、行政改革推進法が極めて、この学習指導要領を進めるにあたって、弊害になってるという指摘がございまして、これらについて、まちとしての、非常に、先ほど教育長がおっしゃっていた財政負担等々も出てこようかと思えます。それらについては、しっかりとした議論のなかで一定の方向を定めていただきたいというふうに思っております。時間がないので、お答えをいただくということにならないのかと思えますけども、この辺で私の質問については終わりたいと思えます。答えていただければ最高です。

議長（橋本憲治君） 時間があれば、答えていただきたい。教育長よろしく願いいたします。

教育長（山田日出夫君） あの質問の趣旨が、うまく把握できてないかもしれませんが、大きく2点の質問があったと思えます。

情報の共有化ということが出されました。確かに教育行政、一般の行政を進めるにあたって、行政がもっている情報、それと、保護者、子どもさんが求める情報。これの格差がないように、学校だよりだとか、あと町民のボランティアを結集させる学校地域支援制度を導入する予定であります。こういった中で進めてまいりたいと思えます。

それと、2番目の所得格差が教育格差・地域格差につながるんでないかと、これが進学習指導要領に反映しているのではないかという趣旨だったかと思えます。私どもは今回の見直しにつきましては、子どもの置かれている状況から現行の新学習指導要領の反省をふまえて、学力の向上、心の豊かな子どもを育む等々の新しい要領に繋がったと認識しておりますので、その趣旨に向かって町民の理解と協力を得ながら、また、学校現場の協力、努力を得ながら、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 時間経過して、申し訳ありません。

以上で終わります。

議長（橋本憲治君） 20秒ほどオーバーしましたけれども、3番上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで、午前10時45分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前 10時35分

再開 午前 10時45分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り一般質問も継続いたします。

7番、佐藤静基君の発言を許します。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤静基。高騰が続く燃料対策について、質問いたします。燃料の高騰による公共施設の運営とその対策について、お伺いしたいと思います。

近年、輸入原油価格等の高騰の影響で、ガソリン類の高値が続いております。特に、今年に入ってからは、異常とも言える記録的な値上がりとなっております。すでに、燃料を必要とする各事業では、より厳しくきめ細やかな節減対策の徹底が行われているところでございます。事業の縮小、料金の見直し、さらには、消費者への価格の転換等であります。この影響は、私たちの日常生活から、農業経営に至るまで、広範囲に及んでいるところでございます。

本町では、平成20年度の燃料費として、前年度より約1,000万円を増額して、総額約6,723万円を予算化しております。行政の運営経費について、今日までそれぞれの事業ごとに節減に努めており、行政側では、これ以上削減は、限界にきているとまで言っておりますけれども、今後も原油価格の上昇や円安によるコスト高により、さらに価格が高騰し続けるものと予測されております。

この燃料費対策についての取り組みと今後の考え方について、次の点について伺いたいと思います。

1点目として、燃料高騰による経費の削減対策として、現在まで、どのような取り組みが行われてきたのか伺います。

2点目として、現状の価格が続いた場合、平成20年度の燃料費の増額が必要なことが予測されますけれども、その対策はあるのか。また、今年度末の収支では、どのような見通しを推計されているのか伺います。

3点目として、これは後で気が付いたんですが、これは、あの2点目と同じような内容となってしまいましたけれども、多額の燃料を必要とする大型事業や施設の維持費が予算の枠を超える場合、運営コストの節約、事業の見直し等の対策は検討されているのか、今後の取り組みを含めてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、高騰が続く燃料対策について、3点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「燃料高騰による経費削減策」についてでございますけれども、昨年に



引き続き、ウォームビズやクールビズの取り組みや公用自転車の活用など燃料そのものの縮減策と合わせて、燃料高騰による財源不足を補うため、電源スイッチの切り替えをこまめに行うなど徹底した内部経費の節減に向けた、取り組みを行っているところでございます。さらに、本年4月からは、町有の施設や公用車の燃料単価について、監査委員からご指摘がございましたけれども、改めて町内業者にも申し入れを行いながら、一般の販売価格よりも1円から2円値引きした額で、購入するなど販売業者の理解も得ながら経費の縮減に、努めているところでございます。

次に、2点目で「燃料高騰の対策と今後の見通し」についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、現状の価格が続いた場合には、間違いなく燃料費予算に不足が生じるものと考えておりますが、一般的には、さらに上昇すると。これは、燃料費上昇と言われておりますので、町のみならず、住民生活そのものへの影響を心配しているところでございます。参考までに、町の年間の燃料消費量を申し上げますと、町有施設全体では、予算ベースで約43万6,700リットル、車両燃料で約13万700リットル、合わせて56万7,400リットルが、町の燃料消費量ということでございます。

また、種類により異なりますが、予算見積り時の単価と比較しますと、現時点で14円から17円値上がりしており、仮に全てが17円値上がりしたとしますと、およそ全体で約960万円の予算が不足する計算となります。

なお、年度末に補正するかどうかにつきましては、例えば、中学校の一回の給油量は6,000リットルと大変多量でありますので、その時期によっては、補正が生じない場合もあり得ますこともご理解いただきたいと思います。

次に、3点目の「予算不足が生じた場合の対策」についてでございますが、学校や保育園などは、基本的に暖房を落とすことができない施設だというふうに理解してございます。対策にはある種の限界があるといえますし、また、他の公共施設については、燃料が高騰していることをもって、直ちに施設を休館するといった対応は、施設設置の目的に照らし合わせても、軽々になすべきものではないと現時点では考えているところでございます。

ご案内のとおり、昨今の燃料の高騰につきましては、国や世界的な問題だということでございますし、一自治体で対応できるものではございません。従いまして、この対策につきましては、ある種一般論になりますけれども、燃料費の高騰に関係なく、従前の取り組みを節減の取り組みを継続させていただくこととなりますけれども、これに加えて、本年度に策定する財政健全化戦略プランの中で、さらに踏み込んだ見直しを図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） なかなか行政ですから急な対応は難しいと思いますけれども、まず、1について、分かりやすいように少し年度をさかのぼって、年度予算の中から比較をして数字を見たいと思います。施設の維持管理費として主なものは、燃料費と光熱水費、清掃費があると思います。過去4年間、平成17年度から平成20年度まででありますけれども、この3つの経費を合わせて年間平均1億7,200万円になると思います。これは、4年間の経過でありますので少々極端な数字の比較となりますけれども、3つの経費の大まかな経過を見ますと、平成17年度と平成20年度とを極端に比較するというところでありますけれども、光熱水費では、近年いろいろと節減に努められて、減少気味ではあ

りますけれども年平均しますと約6,960万円。これは、やや例年同額で推移しております。清掃費では4年間で、いわゆる平成17年度と平成20年度を比較しますと、56%減、金額で2,500万円の減額となっており、大きな節減の効果が出ていると思います。一方、燃料費につきましては、値上がりが始まった平成17年度と比較しますと、これは異常な数字になりますが72%の増、1,914万円の増額であります。先ほど言いましたように、今年度で6,723万円ということであります。これには当然、価格の高騰が最大の要因であることは、承知しておりますけれども、今、定例会でもいろいろと各場面で話はできますけれども、本町の財政は極めて、危機的な状況にあると考えております。こうした施設の維持管理費を見ると、特に、燃料費の節減に対する努力と対策が現在まで本当に十分であったと言えるのだろうか。本当に事業一つひとつに使われている多額の燃料費は、町民にとって重要な事業であったのか、燃料費に対する見積が見積っていいですか。考え方があまい、ここで今、一度改めて事業運営への見直しが必要ではないのか。この異常の高騰下では、今、答弁ありましたように、なかなか減らせない部分がある。そういうこともあることも承知しておりますけれども、節約だけでは、財政、先ほど言いますと920万円ぐらいでしたが、それぐらいのさらに増額となるとしたら、前年対比約1,900万円の燃料費の増額になります。これは、今の異常な高騰下と言いながら節約だけでは対応できない。そんな気がいたしますけれども、この点についてどのように思われるのか、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先ほど説明で申しましたように、この単価の14円から17円の値上がりは町の燃料費総体の実績から見ましても、これは、私どもが無駄というよりも基本的には社会的な経済状況が背景にしているということを、まずご認識いただきたい。かなりの節減の努力をしてきたけれども、重油等の単価のアップは、それらを遥かに上回る状況の中で、国際的に燃料市場というのは動いているという状況の中で、私たちは最善の努力をしてきた。そして、さらに、まだ努力をしていかなければならないだろう。今年度をもっていきますと920万円ってことですけれども、これはもっと1,000万円単位に出てくるのではないのかと改めて事業の見直しも含めて、今度の財政の再生戦略プランのなかで一つひとつ、昨日も申し上げましたけれども、今、職員も含めて事業の必要性、政策的に必要なのかということも含めて、見直しをかけているところでございますので、そのことが、イコール燃料費の節減に、イコールとなるかどうかは、ちょっとまだわかりませんが、いずれにしても、事業のありようを含めて、今検討に入っていますし、住民の皆さまとの議論の中でも、これらについても、赤裸々に説明をさせていただきたいと考えてるところでございます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） わかりました。次に、2点目と3点目について伺います。

今、異常な価格の値上がりによって、各市町村、あるいは、それぞれの民間の事業所では燃料費の負担を軽減し、事業運営を継続するため、やむ得ず特別な対応がなされております。これは報道で見たんですが、佐呂間町では、通年開設していた温水プールを大幅な期間短縮。札幌では、市の委託先の中央バスが利用状況に関係なく、路線の部分廃止に踏み切ろうとしています。また、道の公衆浴場問題協議会では、現状で毎月5万円の赤字が

出ている現状の公衆浴場経営に対して、採算性が取れるだけの料金の値上げを了承いたしました。そのようなニュースが流れておりました。例えば、当町が運営する温泉センターでは、このような状況を見ながら、平成20年度の予算と収支を推定しますと例年の利用料を利用収入を見込んだとしても、現状では予算の中では、460万円の赤字が出ると推計されています。もちろん、赤字の要因の一つに、前年度より約90万円の燃料費の増もあります。そこで、今町長が答弁いたしましたけれども、相当節約しているけれども、さらに内部で今燃料費の削減を検討する続けるということでもありますけれども、町の施設で高額な燃料費が必要とする。例えば、温水プール、温泉、庁舎、公民館、スポーツセンター、そして、先ほど上げました学校についても、これは今上げた中にも、いろいろありますけれども、これは、高額な燃料費のかかるところでありますけれども、年度途中であっても、これからが需要のピーク時を迎えるのでありますので、事前に、今からでも緊急の節減対策に踏み込むというようなお考えは無いのか伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、私どもの町でご紹介ありました、例えば、温泉等、あるいは、プールをどうするのか。そういう消費が多いと見込まれる施設。それから、学校等の幼稚園、保育所も含めたのはどうなのか。これは、まず、第一義的に申しますと、学校、保育所、幼稚園等については、暑くて半袖で授業をやっているとは思いませんけれども、少なくとも学校生活に支障のない範囲で、節電に努力をしていただくということは、当然のことです。しかし、根室の市役所のように、ジャンパー・オーバーを着ながら、執務に当たるということを学校にお願いする状況ではない。そうすると、今役場や公民館や温泉等々はどうするのか。例えば、温水プールでございますけれども、乱暴な言い方しますとやめますか。これは、燃料費だけをもって言いますと例えば、期間をかなり短くしていると、午前中やめますと云ったところで、燃料費総体では、さほど変わらないという担当部局からの報告を現時点では受けております。今役場の庁舎は不幸にして、クーラーが止まっております。これは、修理するのに、総務課長が緊急の調査を職員と一緒に、専門業者を招いてやっているところで、およそ1,000万円位の金がかかるだろう。そうすると、直せという命令は、私はできません。少々暑くても、当分の間は、うちわか半袖を使いながら、我慢をしていただく。これは、我々の世界でありますから、何とでもこのぐらいのところまでは何とかいくでしょう。さらに、踏み込んで、冬の暖房費を温度設定を下げるか、はたまた、暖房をやめるかということまでいけるか、どうかということについては、もう一步状況を的確に把握しながら、町民生活に支障のないという前提の中で、私は考えていかなければならないのではないかと考えております。現時点では、これらの役場、温水プール、公民館等については、一層の節電、節温に努めるということをこしばらくは、ちょっと貫きたいというふうに考えているところでございます。さらに温泉のことで申しますと、議員が何度も議会等を通じてご指摘をいただいておりますように、指定管理者の検討を担当部局ではしてまいりました。これは、置戸の温泉を見れば明らかでございます。闇雲に指定管理者に動くことが本当に今いいのかということ。その点では、北見の入浴状況だとかを推移しながら慎重に、これも、また検討しなければならない。私自身は、状況によっては、温泉も売るかということまで心の中では考えておりますけれども、買い手が果たしているだろうかということも含めて、これは、軽々には判断できないだろ

うということで、担当も含めて大変苦労している。とりあえずは、現時点のこの額をさらに1,000万円に及ぶだろうこの額を、節減、節電に努めながら何とかしていきたい。もう一方では、新しい動きとして、議会のなかでも報告、予算補正をさせていただきますけれども、地域新エネルギービジョンの策定でございます。例えば、十勝の足寄何かでは、重油に代わる燃料として、ペレットのうんぬんということを、まちをあげてやってるようでございます。これは、新エネルギービジョンを策定する民間の代表が訓子府石灰工業の畦田社長が就任しておりますけれども、あそこの会社自身も重油を億単位で使っている。このままでは立ち行かない。環境問題にも配慮した補助燃料的なことを訓子府の地域の素材を活用した中で、できないだろうかということのまず、調査を今年度この予算を投入して、国の予算を100%入れる中で、調査をした中で、何とか化学燃料に代わるものできないだろうかといったことも含めた試行を私たちは、ある意味では、積極的にこれから展開していかなければならないのではないかなと考えているところでございますので、ある種非常に難しい。議員のご指摘がありましたように、公園等のあるいは、清掃等については、節減は本当に目に見える形で、私自身も職員も含めて努力をしているところでございますけれども、国際価格によって、決まるこの燃料については、かなりもっと大がかりな問題点もございますので含めて慎重に、そして、また、ある意味では、町民の理解をいただきながら、検討してまいりたいと思いますので、当面は、ご理解をいただきたいと感じているところでございます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） なかなか私が想像していたようにそう簡単にできることではないと思います。先ほど答弁で1,000万円の増額をしたけれども、さらに920万円位になるんだ。報道では、まだちょっと遅れるかもしれないけれども、7月に入るとガソリンは、さらに10円何がし上がる。さっき言った燃料価格や円安の関係で上がる。既に業者っていいですか。製油側では、そういうような方向を出しております。それで、事業の見直しでありますけれども、以前に総合計画を作るときに、かなり大規模なアンケートをとりまして、その数字は町長の頭にあると思います。先ほどから、上原議員の話の中で、繰り返し住民の目線は、どう見ているのかということがよく出されました。私もそのことが、日頃大変気になっておりまして、以前にも、プールの運営と温泉については、年度スタートしますとなかなか中間での変更はできないというのは説明がありました。しかし、町民のアンケートの内容を見てお分りのとおり、本当に必要とする利用度、それから、学校教育に関係しますから、私は、全面廃止なんてことは、考えておりませんけれども、極めてシビアな午前中減っても、本当に説明のとおり費用はあまり変わらないんです。おそらく、佐呂間あたり、ちょっと記事を無くしたんですが、通年と年中開催ですから訓子府と違いますけれども、冬期間やめるようなことだったと私は思っておりますけれども、そういう事業の見直し、行政側からすれば町民が困っているからやめるんだっていう、そういうわけには簡単にはいかないこともあります。福祉とか教育はそうだと思います。だけれども、そこで、今の状況を考えますとある程度やっぱり、先ほど町長がどっかの答弁で言葉にしました、我慢をする。これは住民の負担という意味でありますけれども、我慢するという姿勢がないとなかなかやっぱり削減というのは、今の状況では難しい。そう思います。それで、事業の見直しについて、今後内部で、さらにピーク時に向かって、この

燃料費については、検討するということでもありますので、今までの住民のそういう意向だとか今の財政状況を十分踏まえた中で少し厳しいと言いますか、こしたりなめたりする位の節約では、私は到底やっぱり乗り切れない。今回のまちづくりプランの中で相当突っ込んだ話が出ると思います。まあそういうこともありますけれども、ぜひ緊急対策として、いろいろと取り組んでいただきたい。終わりになりますけれども、訓子府町は現時点で自立という厳しい方向に進もうとしております。自立する町の大きな課題は、財政であります。他の町と違いまして、訓子府は極めて難しい財政運営にあることを肝に銘じていただきたい。今年度からスタートした財政健全化戦略プランでは、平成22年度までの3年間を財政健全化の重点期間と定めて、2億円の歳出などの削減を目指そうという大きな目標に取り組んでいるところであります。施設の維持管理費についても、かかる経費はやむを得ない、仕方がないんだ、では済まされないことは、今の答弁もよく理解されていると思います。例えば小さな施設であっても徹底した節約の努力を継続されまして、今回の燃料費のように、例えば年度内であっても異常と思える事態が発生した場合は、事業変更するというような、異常と思えるほどの思い切った施策を打ち出して、町民と利用者の理解と協力を求める。こういうやむを得ない状況にある場合もあるのではないのでしょうか。終わりにこのような状況のなかで、さらに何かあればお伺いをして終わりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員がおっしゃりますように、さらに、削減に向けての努力をということでございます。それは、自立の道を歩む町にとって、そうした考え方に立たなければ、町の在りようも含めて非常に難しい状況になる。全くそのとおりでございます。しかし、一方で、財政のみを先頭に掲げて議論することにはならないということも現実でありまして、政策的に何が今必要なのかということを変更して、まちづくりの観点から、町民の議論を供していくということは、一方では大事なことだ。現に例えば、これだけ厳しいと言いながらも、状況であってもやっぱり必要な道路は作ってほしい。建物は立てて欲しい。整備はして欲しいという要望は、節減の声以上にあるわけでありまして。その点で言うと、舵取りを間違わないように、やらなきゃならないことは、町民の理解を得てやる。削らなきゃならないものも一方で、理解をいただいてやるという。その丁寧さが必要なんだということが、上原議員にも申し上げた私の考え方でございます。時間がかかって、町長は決断力がない。あるいは、実行力が乏しいという批判もあることもよくわかります。しかし、ここは改めてスピード感と同時に時間をかけて進めていきたいと感じているところでございます。

さらに、総合計画でのアンケートの中で、記憶が間違っていれば、訂正しなければなりませんけども、「不必要な建物は何か」という質問がございました。1番温水プール、歴史館、役場庁舎という数字が挙がっておりました。それだけ見ると庁舎も立派すぎるということに対する批判なのか。温水プールも金のかけすぎだということなのか。歴史館は人が行かないのに金をかけるのは良いのか。ということですが、しかし、その数はいずれも50前後と記憶しております。そのことをもって、本当に役場庁舎が不必要なのか、温水プールが不必要なのか、歴史館が不必要なのかという決断をするには、なかなかいかならないものがございますから、アンケートは、真摯に受け止めながらも、必要のものは必要だという考え方の中で無理無駄を省き、議員のおっしゃるとおりこの自立に向けたまちづ

くりを進む厳しい状況であることは変わりませんので、今後とも一層のご指導とご助言をお願いしたいと申し上げまして、答弁にさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君の質問が終わりました。

次に8番、山本朝英君の発言を許します。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。

通告書に基づきまして、何点かお伺いをしたいと思います。午後からになるだろうと思ってゆっくりしてましたけど、通告書に従って、この第一番目なんですけども、町内の交通安全対策についてということで、何点か伺いたいと思います。

大変残念な話なんですけど、昨年春に福野で大型の事故がありました。今、思っても本当に心の痛む大きな事故でした。秋には、さらに柏丘で、これも大変大きな大型ローリーが3回転するような乗用車との大きな事故が起こりました。この2件の事故について、共通する点は、やはり見通しの悪いということが大きく挙げられると思っております。そういう交差点であるということだろうと思っております。最近どうもこの地帯で起きる事故については、十勝型の事故なんだということによく言われますが、あの大きな事故ですら、我々も含めて月日が経ちますと忘れがちになる。そういう車社会の時代であります。その原因が究明されていると思っておりますが、町民を交通事故から、何が何でも守るという意味からも早急な対策を。あるいは、手立てをすべきと思っておりますが、その考え方について、3点ほど伺いたいと思います。

まず、1番目に、町内の危険箇所はどの位と想定されているのか。我々自分たちが関係する地帯はよく分かるんですけども、一般のこと全町的なこと、ちょっと分かりにくいということもありますので、そのことが分かればお伺いをしたい。また、それに対する今後の対策を含めてお願いをしたいと思っております。

2番目に、町内には町道と道道がありますが、その対策やまたその経費、道道と町道との経費、いろんな対策をする場合の経費等々あると思っておりますが、これらについては、どういう負担を含めて割合になっているのかお伺いをしたい。

3番目になりますけども、この中で道道北見白糠線と道道北見置戸線、これは南8線と25号線、高園走っているのが白糠線と言いますけれども、北見置戸線との交わってる部分でございます。そして、町道も交わってるということなんですけども、この場所も非常に危険な箇所の1つだと思いますけども、その考えを伺いたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただ今「町内の交通安全対策」について、ご質問がありましたのでお答えさせていただきます。

まず一点目の「町内の危険箇所はどのように考えているか」という、また、三点目の質問の「道道北見白糠線と道道北見置戸線（南8線と西25号）の交差点も危険箇所と思うがその考え方を伺いたい」については、関連しますのでまとめてお答えさせていただきます。南8線と西25号線・道道北見白糠線との交差点につきましては、現場を改めて見させていただきました。特に、農試側から走行してきた車が停止線で一旦停止すると左側

から来る車は見えませんが、交差点のドット線まで約16m位ありまして、通常の運転でドット線近くまで前に出ると、決して見通しが悪いとは言えない状況だと考えております。この場所に限らず、町内の過去の事故現場の実績を見ても、確かに建物や片側が急勾配の箇所など見通しの悪い場所は見られますけれども、ほとんどの事故現場は、見通しがよくて、一旦停止を怠ったことによる出会い頭の事故というのが、多いということでございます。多くの整備された交差点は、一時停止の規制標識なども設置されており、事故が、運転者側の責任とはいえ、道路の整備状況も良く、見た目では優先道路の区別が付きにくい箇所も一つの要因としてあるかも知れませんが、運転マナーの啓発や一時停止の規制や交通安全看板の表示方法など少しずつでも、対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、二点目の「町内には町道、道道があるがその対策や経費等はどのようになっているか」についてでございますけれども、規制標識の設置、例えば一旦停止標識や停止線、スピード制限標識などについては、市町村の要望を受けて公安委員会が警戒標識などは、道路管理者が設置することになります。交通安全等の注意看板などは、道路管理者の許可を得て各市町村、自治体などが設置することになります。

以上、3点についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 町長も見て回ってくれたということです。その中でまず一つの福野の問題点をちょっと自分なりに、感じたことをちょっと説明をしたいと思っております。あの事故の時に、実は自分のすぐ近くの人だっというような感覚で、すぐ近くにいたものですから、私も救急車の後をついて行った。たまたま柏丘の自分の地域を越えて、福野を越えた途端のときでして、行った時には本当に声が出なくて、しかも今回の事故も2人とも農業者である。福野については、今血気盛んな農業後継者でございまして、これから一旗挙げようというような意気込みで経営努力されていた方ですから、本当に今考えても胸が痛い、痛む感じをします。救急車に手伝いをいたしまして、その後あの現場でということなのかということで、自分なりに訓子府の署長がおりましたけれども、見ましたところ、一つには、夏であればまだペンキを交差点に塗っています。何メートルおきに、交差点の手前、これは、やはりちょうど雪の後だったんだろうと思っておりますけれども、しかもあの道路が低い、従ってあの交差点の近くにさしかかったとき、本人は分かってるんでしょうけれども、段差がよくわからない状況でありました。と同時に雪の後だったために、両側の19号の交差点に雪が高くこう吹雪でたまったやつをよけてたというような状況でした。これはどんなこととしても、双方とも見える状況ではないかと、片方は軽四貨物でした。片方は軽四の乗用です。鳥山宅のほうから、見通しても全く軽四は見えません。雪で南側っていうのは、あそこは高いんですよ凄く畑が。そこへさらに雪を盛られている。北側については、後から役場だと思いますが除雪をして、角の交差点の雪をとったことによって、かなりきれいに見えましたけれども、そういう状況の中での事故でした。今でもそうなんですけど、夏でも見えません。軽四は、19号を走っても小麦が伸びてますから、まだ伸びると思えますけど、どちらも見えるような、例えば、菅波宅側にミラーでもお互いになれば見えるのではないかと。少なくとも我々同業者といいますが、農業を営む者としては、仲間を1人でも失うということは全く考えていませし、何とかしなくてはならないという考

えは、みんな同じだと思っていますしぜひですね、こういってことで、少しでも町内の死亡事故が解消される。1年に1カ所でも2カ所でも事故の撲滅に向けた予算措置をしていくべきではないかと思った1つです。

それから、次に柏丘の事故ですけれども、この柏丘の事故については、前にも死亡事故が起きています。何かの時に、部落懇談会か何かだと思えますけれども、あの旧相内道路というのは、豊地の工業団地までノンストップで走れる道路なんです。ですから、北見へ通勤する場合に、遅れそうになった時は、あの道路が一番早く行けるということ。前には、福野の橋ができる前は、5線に一端曲がって15号に出たんですけれども、今、真っ直ぐ向う橋が立派にできましたから、抜けてなお走りやすくなった。そして、豊地の手前のところについては「止まれ」でないですから、工業団地のところまで、信号にさえぶつかなければ、赤にならなければ行く。あそこが青だったら東京電波まで行ってしまうと。そういう道路なんです。あんまり信号は我々好まないんですけれども、そう言ったことから考えると、25号にも無いのにあそこへつけてうんぬんということはありますけれども、どうもそこらあたりもうちょっと見直すか、あそこも高園の白糠線より奥村さんところは見やすいんですけれども、やはり、家とか小屋とかいろいろそっちに気をとられるのか分かりませんが、どうも事故が多い。何人かの人たちにも、信号をつけた方がいいのかって信号もいるっていう人、いらないう人いろいろです。そういうことも考えるとミラーっていう人が非常に多いですが、中村さん側の方にミラーがあると南の東側になりますけれども、非常にローリーがあそこでちょうど町長も見たかと思いますが、あの事故はローリーが避けてくれて、しかも、電柱をかわして、2回転から3回転をして畑に転がった。しかも、ローリーのタンクに助けられたんだと思えますけれども、運転者は、本当にやっと入れるぐらいのウィンドウガラスの間から出たという状況ですから、あのローリーのタンクがなければ、あれはもう屋根も潰れてしまっていたらう。あそこまで避けてくれたということは、お互いに訓子府ですから、やはりこれらも我々真剣に考えて、一つひとつ対策に取り組んでいく案件でないかなと思っております。もう1点、町長が8線の道路を置戸から走ってくれて確認をした。ドットという言葉がありました。ぜひもう1回確認をして欲しいんですけれども、自分も言われた。何年か前に、「あそこは危険だ。何とかしなければ」というような話を聞いたことがありました。自分もあそこをよく通るんですが、さほどそう感じてなかった。必ず止まるということでした。記憶が定かではないんですけれども、必ずあそこは一旦停止の線で皆止まるんです。止まったら、交差点から30メートルか40メートルぐらいしか見えないんです。北側は、町長たぶんそうだったと思います。そこからさらに前に出て見なければ奥まで見えない。北側は見えない。ぜひ皆さんもあちに行ったときぜひ見て欲しいんですが、そうすると大型が来たから、自分が1回経験あるから言うんですけれども、北から入ったとき、試験場側にまわったときに、回りきれないくらい前に出る状況になるんです。あそこは、町の責任でない道道ですから、そういうことも含めて、予算の関係を聞いているんですけれども、その時にたまたま自分が出たもんですから、後ろの後続車も来たんです。側まで出てきて、あれは誰も居ないとき、すぐバックするんです。前が出ると後続車どうしても寄ってきましてから、そうすると自分は、もうバックできなかつた、慌ててバッグ入れて、前も見ながら後も見ながら、後ろの人も即バックに入れて下がってくれましたから、大型を交わすことができたんですが、そ



ういうことを自分が経験したものですから、これは、地元の我々ですらこういうことが起きる。あそこに信号っていうか、掲示板的な「スピード落とせ」とか「止まれ」とかってありますけども、あれを守ってもできないことが起きるんです。後続車がいなければ、平気でそんなものすぐバッグに入れられますけれども、今の車でちょっと間違っただら、なお大変なことになるんですけども、そういう箇所ですので、あそこで小屋が邪魔とかどうのってことはいえませんが、やはりその点も、道の方に要請するなり、何らかの対策をとるべきだという感じもするんで、町長が通ったときに、後ろに後続車もたぶんいなかったんだと思いますけれども、大型来たら絶対引っ掛かるんです。そういう交差点だということですので、ひとつぜひ、その対策等々も考えていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 今、山本議員からお尋ねありました件ですけども、8線と道道白線部分ですけども、町長と見まして、先ほどの説明の中のとおりでございますけども、確かに、ドット線というのは、農試側から来ましたら一旦停止があると思うんですけども、さらに、前に進むと白線のところの交差点の部分って点々の線、道路の端この線が出ている。あれをドット線と言うんですけども、そこまでの距離が結構あって、そこまで、一般的には、良いか悪いか別として習慣として出ます。止まった後、その時に、見れば全然問題はないんですけども、ただあそこに出たときに、そのちょうど北側から大型が来た場合、内回りすると思うんです。それがタイミングよくなれば、山本議員が言ったような状態には、十分なる交差点だという部分は確かに分かります。それは、もちろん柏丘の奥村さんのところもそうですし、全て交差点がそういうことになっている部分。それは、どこでも車は内回りするっていうのは、習慣なのか、癖なのか、性なのか分かりませんが、そういう部分は多々ありますから、仮に除くとすれば、あと冬と夏場との警戒標識職とか交通安全看板とかっていう部分でいけば、仮に夏場の部分でいけば、道路を設置したときに、意外と看板が小さいというような部分もあるかもしれませんけれども、道路に「止まれ」だとか「一旦停止」とかって、いっぱい看板あるんですけども結構止まらない。我々も止まり忘れることもありまして、慣れたばかりに止まり忘れるってこともございますけども、今、建設課とお話したんですけども、少なくとも冬場のことをまず考えなければ、夏場の部分でいけば道路の看板っていうのは、規制看板になったりしてきますんで、「止まれ」っていうような、道路に白い線を書いてあるものですから、あれを大きくしたらどうだとか、協議はしているんですけども、それが即、交通安全や事故対策に効果があるかどうかっていうのは、分からないんですけども、たまたま、何かテレビか何かで見たんですけども、四国のほうの愛媛か香川で、もの凄く交通事故の率が下がったという例が、テレビで見た記憶があるんですけども、それは、警戒看板っていうんですか。「止まれ」っていう看板もそうですけども、恥ずかしいぐらいの大きい字で書いてあるんです。はっきり分かる。しつこいぐらい「止まれ」って、普通1カ所しか字を書いてないかもしれない。それを2カ所ぐらい書いてあったりするっていうのが県全体でやっているという部分があって、そこは、事故が減ったなというケースもありますけれども、道路の危ない部分の「止まれ」の部分というのは、多少は、その大きな経費でなくてもできると思うんですけども、看板だとか注意看板とかっていう部分であれば、うちの町内の交差点等を見れば質問にもございましたけども、何か所危険なところがあるかっていう調査っていう

のは、したことはございませんけども、実は、事故の例、15年からの例で86件、小さいのから死亡事故まで含めて事故があります。それで、こそこそとやっているのはまだほかにもあるかもしれませんけれども、一応把握している部分では86ヶ所。それぞれ箇所ではいけば42ヶ所ということです。だから同じ場所で落ちているのと、落ちて行ってぶつかっているというようなことが、多々場所的にはあるのか。山本議員おっしゃる部分のとは、大体いつも同じところですけども、何だかの原因があるんだろうという部分。ただそれが必ずしも見通しが悪い。例えば、8線でいきますと農試の斉藤さんのところから奥村さん。そして、日出の古沢さんのところまで、松田さんのところなんて、完全に家ぎりぎりまで建ってますから、全然見えないですよ。以外とでもあそこは事故が多少あるんですけども、大きな事故っていうのはあまりっていうような部分があれば、まあ運転する側の意識として、見えないから警戒するけども事故が起きるといふ部分があるかと思えます。それと、あと町長の説明でも同じようにありましたけども、見えないところ先ほどいいました、福野の部分、旧松原純三郎さんっていうんですか、あそこの上がり口のこの部分。あれは確かに、土地が畑との勾配との関係で見にくいという部分でございますけども、あれは、常に行ったことはありますけれども、前に出ないと後ろに下がってしまうということが、止まったときに軽自動車ですと、オートマじゃないですから、余計そういう懸念もあると冬場ですと上りにくいっていうのもあるから少しでも、前へ前へと簡単に右側見てから、曲がるっていうケースが多々一般的な道路全部そうですけども、そういうところが多いという事項があるものですから、抜本的にこれをやったから直るといふような部分が、一番苦労してる場所なんですけども、とりあえずやるとすれば交通の看板を大きくすると促すしかないという部分。それに、北海道の場合、冬場がかかるといふ部分でいけば、なおさら難しい対応になってくるという部分では、ございますので、何とか少なくとも少しでも減らすという部分で、大きな事故が起きてる部分って、大体限定されている部分でございますので、その部分については、路面表示で「止まれ」とかかっていうことを励行するような、なんとか意思表示等については、考えていきたいなという部分。先ほど山本議員からも、おっしゃいましたけども、交通安全に対しての予算は、毎年でも少しずつでもしておくべきだといふのは、確かにその通りでございますけども、なかなか看板といふのは全部危険なところ、地域地域で危険なところっていうのは、意識のズレもありますけれども、いっぱいあるものですから、晝盤の目になってるものですから、そういう部分ではちょっと大変苦労するなという感じはしてはございますけども、とりあえず今まで重大事件、件数が多いとかって部分については、改めて「止まれ」の表示等からちょっと白線引くってありますか。ああいうのから、していかなきゃなんないかなっていふ部分は考えています。手法については、まだ検討中でございます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 安全協会の方の予算等々の関係もあろうかと思えます。看板の話が、今してはいたけれども、これ例えば、双方がお互いに見られるようなミラーというのは、例えば、ちなみにどの位の経費になるのかとか、そういう考えは、全く無いんですか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） ちょっと詳しい値段といふのははっきり分かりませんけれど

も、例えば、道路に出てるこういうような看板、張り出すような看板、ああいうのは、基礎等が入ってかなり高いものなんですけども、カーブミラーっていうのは、真っ直ぐ建てて、そこポコンとついてるものですから、そんなに金額的には、それでも何十万って金がかかると思うんですけども、そのような、ただあのミラー、一般的にお分かりのように多少の大きさはあるんでしょうけども、大きな道路の交差点にあれをつけると意外と小さくて見えないとか、見にくいとかっていうこともあるものですから、ちょっと検討はしなきゃなりませんけども、ミラーの件についても、ここだけにつけることって、あんまり今まで、よっぽどの住宅地で、影から出てくるという危ないようなところは、ついてるところもありますけども、あれはこんなちっちゃな看板ですから、それを大きなカーブなんかの見通し悪いところに丸いミラーついていると思うんですけども、あれが必然的に効果的があるかどうか付けてみないと分かりませんが、それについても検討はちょっとしてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） そういったことも含めて対策前に、進めて欲しいということなんです。自分は、いよいよ見にくい時には、必ずそこにミラーあったら見る。ミラーを先に見る。自分は見るんです。ミラーを見て自分で確認をして、もう1回ミラーを見て走るっていうようなことを、ミラーを心がけているんですが、見にくいので、その上をだけ見るといって反対側のこと、ちょっと留守になってしまうということなんで、ぜひ、1年に1カ所や2カ所そういう対策をぜひ取って欲しいなあと考えています。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、これは、我々農業者だけではなく、町民全部、地域も含めてやらなきゃならんことなんですけども、こういった事故等々について、本当に冒頭申し上げましたように、1年経ったら忘れてしまうというのが、あれだけ大きな悲惨な事故を忘れてしまっているのが何て言うんですか。自分も含めてそうなんでちょっと恥ずかしいんです。ぜひそういうことも思い起こしながら、地域あるいは、町内全部で取り組めるようなアピールするなり何なりをぜひ対策を取って欲しいと思います。

それから道の件、斉藤さん高園の関係なんですけども、これは、そういうことであれば、例えば、道に要請することができるんでないかと思うんです。一旦停止をかけたって、そこで見えない訳ですから、何らかの対策を道に要請する考えはないんですか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 規制標識と一般に言われているものは、全部公安委員会がやることになります。例えば、斉藤さんところの鏡については、あれは、道道が本来やってくれれば一番良いんでしょうけども、できない場合、最悪町でもできるっていう部分。あれは規制標識でないものなんですけども、設置の許可さえ取れば、それをすることは可能で、できれば金かかることですから、道路管理者の方にやっていただきたいと思いますが、それについても確認はしてみたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） あの小屋がなくなるまでですね、何とか事故のないようにするため、常日頃自分も周知していると思うんですが、ミラーさえあれば相手が来ても後から後続車がいても事故はないなと思ってますし、例えば、道のいろんな事業の予算の中に付帯工

事が何かでつけてもらうこともできるような、昔そんなことも聞いた感じもするんですけども、ぜひ何とか町で手出しのなくてできるのであればそんな方向でことを進めて欲しいなあと思ってます。何かあればお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 十勝型の交通事故についてのお話をいただきました。総務課長の方から申し上げましたとおり、四つ字の見晴らしの良いところでの死亡あるいは、交通事故が大変多いというのが、うちの特徴的な状況になってきておりますので、全てのところにミラーとかそういったことについては、非常に難しい部分もありますけれども、議員がご指摘のとおり、死亡事故が起きている、少なくとも重ねて死亡事故が起きているところについて、町ができることについては、最善の努力をさせていただく。看板あるいはミラーも含めて、再度点検をさせていただきながら、できるものはやらせていただくということで、もしその際にも地域状況が詳しい議員も一緒に参加していただいて、助言を話いただければ、これもまた、ある意味では、現実的なものになると思うますので、お力添えを賜りたいと感じているところでございます。

さらに、信号の問題であります。古くから遠藤商店のところに信号をとという声があります。これは、何度もあげて公安委員会、警察等に要望しているところでございますけれども、交通量からしてみても、非常に少ない中ではなかなか難しいということでございますけれども、改めて信号設置については、北見警察署等を通じて、公安委員会に直接、私自身も出向きながら、状況をお話して何とか早いうちに信号を設置していただけるように、働きかけを進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） それでは、前向きに取り組んでもらえる。努力してもらえるとということでございます。ぜひ、このまちから事故を起こさないために、ひとつ努力をさらにしていただきたいと思ってます。

2件目に入りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ここで、止めたいと思います。

次の質問がありますけども、ここで昼食のため休憩をいたしたいと思います。

午後1時から、行いますので、ご参集お願いをしたいと思います。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩を解き一般質問を継続いたします。

山本朝英君。

8番（山本朝英君） それでは、午前中に引き続きまして、2番目の質問に入りたいと思います。本来は午前中で終わるなと思っていたんですが、ちょっとひっぱりすぎました。

早速、2番目の質問に、入りたいと思います。

実践会にある町道っていいですか、草刈について今後の考え方などを伺いたいと思います。

最近、各実践会それぞれがトラクターによる道路の草刈や畑周りの草刈に使用する最近、アーム式のかなり遠くまで届く、法面の下まで、あるいは川の中の水の中に入れてでも、刈れるような機械が開発されてきてまして、また一方では、農家の経営の中で一番必要なトラクターの大型化がされたということもありますし、一方では、農家個々の規模拡大が、一番大きな原因だろうと思います。そのことによる草の刈る面積が増えたということが、あるかと思いますが、町道の草刈を当初は町長もご存知かと思いますが、昔は、各実践会にたぶんメーター数か何かだと思いますが、町から燃料代位の補助を出して、地域に任せたといい時代がありました。その当時、背負いの草刈だというようなことありまして、刈ったところと刈らないところとか、他部落からの耕作者の道路の関係については、なかなか一緒に刈ってくれないという。いろんな問題がありまして、時代の流れとともに、町が機械を導入するということになりました。当時思い出しますと、確か懇談会の時にそんな話の記憶があります。地域の中から、それも1つの財源だというようなことで、それぞれいろんな意見がありましたけれども、町で導入することによって、一気に綺麗になるんだ。同時に、町全体の町道の草刈が一気にできるというような全般的にできるというようなことだったんですが、その後導入されてからも、「あれ、地元でやらせてくれないか」というような、柏丘の青空懇談会だと思っておりますけれども、そんな話が出ていた経過があります。しかし、その当時は、そういう機械が導入されてない。そういう時期でなかったということもあります。今後、この町の草刈を続けていこうとしているのか、それと、私も数日前からあちこち見て歩いて、相当台数が増えてきているんです。農家個々や共同で、まあ金額が去年あたりで80数万円ちょっと上がってるそうですけれども、100万円近くというようなことです。共同で入れる。若い人に聞くと、やっぱりこうでなければ、自分の畑の草も、町のをあてにしても、なかなか刈りに来ないとか、途中で帰ったとか、非常に道路の側面の草が、格好悪いというようなことで、機械を導入された方は、あえて道路は刈らなくていいんだけど、自分のところは、綺麗に刈る。隣も刈ったというような話を聞きますし、若い人たちも、将来はこんな方法しかないんだろうという考えだそうです。そういうことから考えるとこれ以上、町が草刈の効率上げる予定があるなら別ですけども、こういう状況の中でいくということになれば、先ほど佐藤議員の方からも話がありました。今の状況では、農業者の人たちが、地元の人たちが、草刈り後に町が来る。あるいは、もう来るだろうと待っていたら、なかなか来ないとか。こう二重に燃料をかけて、刈ったり何かをしてるという今そういう状況下にありまして、将来こういうことから、考えると人件費だとかいろんな問題もありますけれども、そういうことから考えると、従来の形に戻して、それぞれ地域の中でいろんな連絡等々があるかもしれないんですけども、やってもらうことが一気に解決するのではないか。コストも非常に下がるんでないか。単純なそんな考えをすところなんです。そういったことから、今実践会に自分の考えっていうか、見たところでは、確か4、5台は、もう入ってきている。近くに入って急激に増えてます。まだ、これからも検討するというようなところもあるようですけれども、全町的にどの位そういった実践会の草刈の付属機会も含めるとあるのか分ければお伺いをしたい。あるいは、また今後の予測っていいですか。そういったことも含めて分ければ伺ってみたいと思います。

それから、2番目に、今後の農村の環境美化について、考えがあればその点についても

伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、町道の草刈に係るご質問をいただきました。

現在、町道の草刈につきましては、ご指摘のとおり、小型ロータリー車に草刈機を装着して、主に郊外部の町道165路線、約210キロメートルを、6月上旬から9月下旬までの4ヶ月間に亘って、草刈業務を行っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、地域関係者の善意で草刈を行っている箇所もあるのは事実でございますし、農村環境の美化に努めていただいていると認識しているところでございます。平成9年度に、草刈機を導入する前は、各実践会に報償費として、支払をしていたところですが、草刈機の導入によって、大幅な経費の圧縮を行っているところから、現在は、そのままの状況で経過しているところでございます。現時点では、直営による草刈作業を継続して実施するという予定でございますので、ご理解を賜りたいと思いますし、さらに、将来的には、機械の更新を含めた中で、総合的な検討をさせていただくという考え方でございますので、ご理解を賜りますよう、お願いをいたします。

なお、実践会で所有している草刈機等の台数等については、私どものほうでは把握できてない状況でございますので、この点につきましても、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 多分、急速に地域で増えてるっていうことは、認識してるんだろうと思います。昨年より担当者の方や町長も含めて、町内を回ったときに、昨年よりはるかに今年は草刈りが順調にそういった機械の能力アップしていますか。そういうことで、導入されたことによる道路側面の美化というのは、なるほどなぁと感じて、自分はいんですが、そういう感じを受けているのかどうか。全く関心が無かったのかどうかわかりませんが、そういう感じを受けているのかどうか。全く関心が無かったのかどうか。わかりませんが、例えば、我々、青年も含めてですけれども、刈った後に町の車がまた走って来て、二重に燃料をかける。燃料プラス人件費、機械の消耗等々を考えると、人の余ってるんならともかく、もし役場の職員、人が足りないということであれば、必要なところだけ出勤して、その他の方に集約してやってもらえないところに回すとか、お互いが燃料のこの高騰の中で、二重に使う必要はないんでないかという一方では、考えを持たざるを得ない状況かと思えます。一方で、あの機械はどのくらいするのか分かりませんが、たぶんあの機械も含めて、おそらく1,000万円近い機械でないのかな。あるいは、消耗等々を考えていくとそういうお互いが、燃料費で合うわけじゃないですけども、農家の人たちも、自分の地域だとか畑の周辺も含めて、総合的に綺麗に刈るということになりますと、冒頭申し上げましたように、あんまり来ないから、刈ったらそのあと、にただ走って行った。あるいは、それも道路の上だけ最初刈るんで、暇になってくると今度は側面を刈るんだと思えますけども、そういう町から、行ったり来たりだとか、刈ったところを無駄に歩くだとか、もう二重に、この高騰の中で、そういうことが行われている。これから、さらにそういうことが導入されることによって、増えていくんでないかなと思っています。これは、ちなみに、今価格がどのくらいだったのか、よく自分は、分かりませんが、どの位で導入されたのか。あるいは、今後、いつ頃の更新時期になるのか。今の更新するとした場合に、どのくらいの経費がかかるのだとか。まず、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 建設課長

建設課長（竹村治実君） 草刈りに関しまして、草刈り機の導入価格についてのご質問をいただきました。これにつきましては、いろいろ機種によって、変わるとは思いますけども、今、大体想定しているのが、今、小型ロータリーに装着していますけども、小型ロータリー本体で、1,670万円程度を予定しております。それに、草刈機が別にアタッチメントとして購入することになりますけど、これが470万円程度。合わせて、2,140万円程度の購入価格になるんじゃないかというふうに考えております。小型ロータリーにつきましては、積寒機械ということで、国の3分の2の補助がございます。これについては、そういうふうな補助の道もありますけども、草刈については、町独自でやる作業ですので、補助というのはございません。それと導入の時期等につきましては、はっきりしたことは、まだ申し上げられませんが、平成9年度に機械を導入していますけれども、10年程度も経過しております。出来るだけ長く使うようなことで、考えたいと思いますけども、平成23年度以降の更新になるんじゃないかというふうに、今のところは考えております。

以上でございます

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 補助があるというようなことも一方でありますけれど、職員も当然必要なことだろうと思います。そういったことを考えると、2,400万円。3分の2は助成が貰えるっていうことありますけれども、その他に、おそらく草刈りに対する燃料費とか、例えば、人件費とか含めて総合的に考えると相当な額になるんじゃないかと感じます。まだ、燃料もこれから高騰するという中ですから、例えば、町長どうなんですかね、このある地域で、この地区はこの地区で任せてくれと、法面まで町であればもう法面も含めて考える。二度は走っていかなきゃならんってのがとありますし、例えば、そういうところは地域に任せる。お互いに燃料を二度使わない。役場の行政のコストだつて下がってくる訳ですし、機械の消耗も相当入れ替えも変わってくるだろうとを感じるんです。そういったことを考えるとそういう希望の地域があるとするならば、お互いのコストの低減等々を含めて、この財政上厳しい中ですから、何とか即出来るような案件ですから、コストはできるだけ早く下げた方がいいのかなあとそういうのが、もし希望があったときに、それでも町が走ります。刈った後でも一応走りますって、空走りでも走りますってということなのか。それとも、極端な言い方になるかもしれませんが、この地域は手を上げてもらって、刈ってくれると任せてくれということには、それなりの燃料費っていったって、ほんの微々たるものでしょうけれども、そういうところに任せるという考えは多少なりともあるのかどうか、まず伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 時間があまりありませんので、間違いないですね。

1つは、これを課長会議でもちょっと議論になりました。大筋としては、今課長が再質問に答弁しましたように、23年度以降のロータリーの購入時に考えましょう。その時まで、考えましょうということが1つです。その点で言いますと機械の所有状況等もまだ不明だということもありますし、果たして、今ご指摘のように、2,140万円、草刈部分を除いて1,600万円ですけれども、補助が3分の2ですから、およそ1,000万

円の機械だけでもかかるのではないかと、それに燃料費と人件費を入れていくと、どうなるだろうかという。そういう計算ももちろん必要ですし過去の実績によりますと、平成9年度までしかありませんけども、およそ草刈の道路報償費の支払いってということで、1年間に300万円弱のお金を払っていた経緯があるようでございます。そうすると、大体1,000万円位ですから、3年も使うと元が取れるという、当時のそういう中で決断したんではないかなという推測ですけども、しかし、私は、2つほどちょっと踏み出すのに考え方を持ってございます。

草刈ぐらいは、地域で全部無償でやっていただけませんかというのが1つです。環境美化も含めて、市街地はそれぞれの自分たちの地域のところを含めて、自分たちもやっている。これは、まあ、ある種では面積も狭いしということもありますけども、実践会等の自主活動でやっていただくというような提案を許されないかという頭の中には、1つございます。

今、農地水環境のことで、西富を中心にしながら、地域で河川や鉄道用地、道路用地の草刈をし、花を植えるということを幾分の補助事業の中で、報償費は払ってございますけども、これは、いずれ地域的な取り組みに変えていかなきゃならないのではないだろうか、今西富から清住、実郷まで発展してきておりますけども、その時に一人暮らしや俗に言う限界集落と言っている地域、それらをどうするかというところが、これは、町が当然やっていかなきゃならないのかなということも、含めて、私の中ではまだ整理がついてないという状況でございます。

もう1点は、議員がご指摘のとおり、少なくとも実費程度のお支払いをして、全部各実践会、町内会っていいでしょうか。実践会等にお任せするという方法もあるのではないのか。そんなことも含めて、内部議論の中で、当面は機械の更新までは、ちょっと様子を見ながら、内部検討をさせていただきたいということで、今回の答弁を考えておりましたので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） あの時間が、もうあんまりありません。あんまり深く入らないようにしたいと思います。過去の経過から、振り返って考えてみますと、今、耕作地が交差している隣の部落へ行ったり、いろいろ交錯してる部分があるんです。そういう人たちが刈ってくれないところがあるんです。どうしてもそういうことが、あっている過去のにももめた経緯もありまして、町長の言うこういう時代ですから、無償で道路全部町で刈ってくれてというのは、まあそういうことから考えるとまだ、そういう段階でないのかと。少なくとも、心ばかりのお礼的な燃料の一部を出すことによって、地域全体が本当に素晴らしい道路環境というか、そういうことに繋がる。その後だんだん追々そういうことにするというのであれば別ですけども、一気にやっぱり実践会が、全部責任持てということになりますとこれは、なかなか、まとまるようなもんじゃない。従って、順序を経て、やっぱりそういったことで、その代わり法面も、町でやれば2回走るんですから、町長あれをもっと言えば、もっと下まで刈ったら3回走らないといけないんです。今の機械だったら、もう中まで通ってきますから、本当に素晴らしい刈り方をします。役場1回も、この地区は行かなくていいとことであれば、それだけ能率がもっと早く上がるじゃないですか。だから一気に全体をやらなくても、部分的にでも取り組んでいく。そういった総体の意識



っていうんですか、そういう環境づくりをした中で、ぜひ町長の今言われた地域で、ひとつ何とかがっていうところへ漕ぎ着けてくってのが、順序かと思うんですけども、もうちょっとありますから、町長の考えをもうちょっと伺いたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） いずれの方法も、私はまだ断定しておりませんので、議員の提案に対しては、慎重に検討させていただきたい。少なくとも、今の機械の保有状況だとか、各実践会がそういう提案に対して、どういうふうを受け止めてくれるかってことも含めてです。時間がありますので、前向きに検討させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） ぜひ、お互いに、無駄なこの高い燃料をたくということは、できるだけ避けるというような意味からも含めて、1番早く経費の削減をできる一つの課題かなという考えを持っています。ぜひ、今後において、前向きに担当職員たちともいろんなアイデアを出して、コスト削減に努力をしていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君の質問が終わりました。

次に9番、川村進君の発言を許します。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。通告書に従い質問をさせていただきます。

今回、私は3つの質問をさせていただきます。これには町長が町政執行でお話した「安心で住み良いまち、環境を考えた住み良いまちをつくりたい」ということを考えたものと、それと、町内に住む生活弱者という言い方をしておられる。それについて、3つお伺いしたいと思っております。

まず1つ目、町内における物品の購入について、3点お伺いします。

これは、公共施設で購入する物品（消耗品、備品等）について、物品の価格によって、町内、町外購入の判断をするのかということです。

2つ目、町外購入の場合、商工業者の生存権をどう考えられるのか。

この2つ目の商工業者の生存権を考えると、仕事に対する意欲は、どういうふうになるとお思いか。

この3点、まずお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただ今、町あるいは、公共施設で使用する物品の町内購入について、お尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、「物品の価格によって町内・町外購入の判断をするのか」ということでございますけれども、金額による定めは、基本的にはありません。

なお、こまごましたものをはじめ、価格に差のない物品については、可能な限り、町内業者から、購入することを基本にしておりますし、さらには、1業者から、限られて1業者だけの購入ということ心がけて控えるようにして、広く平等に細かいものについては、多くの店から購入するということを担当課ごとに努めているところでございます。さらに、地方自治法や財務規則の定めるところによりまして、町外業者を含めた2社以上の者によ

る見積り合わせ等を行う場合がございますので、この場合は、結果として、町外業者から購入する場合がありますし、納品後に専門的な保守サービスが必要なものや急ぎの物品で町内の在庫がないという、こういった場合については、町外業者から購入する場合がありますので、この点をご理解をいただきたいと存じます。

さらに、また、町内商工業者の生存権や意欲についてのご質問もいただきました。私もその点では、議員がおっしゃることについては、商工業の振興を図る観点から、十二分に認識しておりますし、様々な商工業振興についても、そのような姿勢を貫きながら商工業者の方ともお話をさせていただいているところですが、さらに付け加えるならば、町内の商工業者の皆さんに対しましては、さらなる自主努力、サービス向上や経営努力にも期待をしているところでありますので、この辺についても、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） それではここで、この物品、備品・消耗品でなく、食料品・食材について、これちょっと変えてお答えいただきたいと思います。と言いますのは、この4月1日から、町内のある施設が一部民間に業務を委託したというときに、いろいろな問題が起きました。町内から食材を購入しないという答えが出てきて、私は、飛び上がるほど驚いて、その件について、町長とも個人的にもお話をしました。ところが私が言わんとしたのは、この生存権と仕事に対する意欲、そして、この食材を買わないことによって、町内にある小さなお店が受ける打撃、そして、その小さな商店を利用している近くにお住まいの生活弱者と言われる方々及び我々も含めての生活、これは、町長の選挙の時に、私は留萌の開拓農家の息子で、非常に貧しい生活をしていたというお話をしておられました。その時、今、訓子府町の私が住んでいる地区でも、やはり昭和30年代と同じような生活。商店へ行って、ツケでそして何日にお金が入ったときにお払いしますからお願いしますという買い方、現金を持たないで買っている方何人もいます。私の母もそうでした。その時に、この小さな商店が、もし食材の購入がなくなって、商店をやめるようなことになる。その時に、私が住んでいる地区の方たちは、相当の打撃を受けます。車を持っていません。はっきり言って、障害を持っている高齢であるとかっていうときに、この商店が生き延びてもらわないと地区の生活も乱れて、大変なことになるんです。それで、私は、今回この質問を、物品、消耗品という言い方で入りましたけども、本来は、食材で入りたかったんですが、これは、町長、本当に大変なことになるんです。町長が言われる弱者の救済という言い方をしませんけども、生活弱者というそういう方たちが、今訓子府町でどのような生活をしているかということ。これをまず、把握していただいて、そして今後、お進めになる協働のまちをつくる時に、やはりこういう地区で、どのような生活、どういうふうになっているかということが、理解いただかないと良いまちづくりが出来ないんでないかと私は、「町を壊すんですか」という質問をしたことがありました。町長に、そしたら、「財政をしっかりと見極めたときに良いまちをつくる」ということを言いました。ところが、こういう生活をされている方は、町の財政とかそういうものには、まず関心を示しません。しかし、生きています。地域にはそういう方がたくさんいます。その時に、この商店が辞めなきゃならん、川村さん「どうしたらいんだろう」と言ったときに、僕は、町長に直接談判しましたけれども、町長は良い返事をくれませんでした。しかし、今回、そこま

購入の返事が来て、また注文が来たということです。しかし、行政側が考えて動いていたときに、この生存権とそして仕事に対する意欲、これを第1に、そして、どんな予算をその施設に入れても、それは私は、町民の幸せが出来上がるそういうものでなければ、予算を入れてもらっては困ると思っています。町長いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 大枠で川村議員のおっしゃっていることは、よく分かりますし、正しいとらえ方だというのは、私自身も認識しています。それは、いつの時代も生活弱者や困窮者やそういう人の目線に立って、行政を行うべきなんだ。ということは、全く同感でありますし、私もそのとおりだというふうに考えているところでございます。ただ、2つ3つ誤解があり、私には反問権ってというのがございませぬから、状況の説明をして理解をいただきたいと思っておりますけれども、その末広地区、議員の住んでる末広地区。当初は、3件のスーパーがございました。今1件しか残っていないという状況ですから、当然そのお店が辞められるということは、利便性やあるいは、そこで、昔でいう買い物帳で買っている人たちから見れば、非常に困るということも理解した上で、具体的にお話がありました。町内の福祉施設、法人である福祉施設が、そこで介護保険料や様々な福祉の報酬を受けながら、自立しながら福祉事業所として、進めている中での一つの理事会の方針として、100%というよりは、町外も含めて少しでも安いところから、幾らかでも入れさせていただく。100%地元を排除するという考え方ではないと私は聞いておりますけれども、しかし、近隣からも入れながら見積もりを通じて、少しでも福祉施設の運営に支障のないように努力をさせていただくという結果として、今まで100%例えば買っていたものを何割か70%になる。50%になる。それは、見積もりの中でそういう結果になったものではないかと思っております。そのときに、はなっから、もし地元を全く受け入れられないという考え方では、ないというふうに、私はないというふうに聞いておりますので、適正な見積もりをもって、うんぬんということでございますから、結果として、そういう形であるという判断。ここは、独立した法人に町長と言えども直ちに、やめるべきだという権限は、ございませぬというお話を川村議員に申し上げました。ただし、言っていることは、道義的に理解することができますので、私は早速、施設長を呼び議員からもそのようなご指摘がある。何とか地元から、少しでも購入できるようにご努力を願いたいという要請をしたところでございます。

もう1点です。私はこのことについては、そのお店さんが、あるいは川村議員が非常に心配されて立ち上がったことについては、理解してるつもりでございますけれども、そうすると、1つは、商工業者を束ねている商工会並びに商店街協同組合が地元業者の小売業者の発展のために、何とかより地元を守るためにも、理解を願いたいという要請をむしろ私は、商工会やその会員であるであろうお店屋さんが、商工会の幹部の方そういったところにも要請しながら、組織として、法人たる福祉の施設に要請するというのもやっていかなければならないのではないのかということを感じておりましたし、その点では、川村議員はご不満かもしれませんが、私は最善の努力をしながら、ご理解を頂いたと感じておりますので、よろしく願いいたします

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） これは、町長を責める訳ではございません。これは、これを言っ

て商工会も動いてくれたということもありますし、小さな商店も相談をされて、いろいろやったということも聞いてます。しかし、やはり私は、地域で私のおふくろが10年以上もお世話になった地域で、やはりそういうお店が無くなる。そして、仕事に対する意欲が無くなるというもんで困るんで、今後の行政と商工会、それからその施設においては、とにかく基本は訓子府町からの食材の購入。そして、その中の従業員の方というか、その方たちがどういうふうな処遇を受けたかということについては、行政側はやはり責任を負って摺んでいただいて、町民の幸せ、町民がどのような境遇で、どのような処遇を受けたかということころは、やはり見張っていただきたいと思います。今後のいろいろの進め方としてお願いをしたいと思います。町長いかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） あそこを経営している方は、いずれも町民でございます。その点で申しますと、行政は、後で申しますけれども、理事会の構成メンバーに対して、商工会なり商店主の皆さんが、より地元の食材を購入していただけるような努力も、あるいは、理事会の皆さんからも要望をしながら、そして、共にこのまちが幸せなまちになるような相互の努力活動と言いましょか。そういったことが、私は必要なのではないかなあというのが1点目です。

もう1点は、行政は施設で転落死とか事故が起きたり、職員の劣悪な状況の中で働いているときには、これは調査権を発行して職員を出向させる、もちろん事故報告がございますから改善を求めていくということは当然であります。そのほかに、町長は自治法でいう調整権があります。これは、そういうあまりにも目の余る状況があった時には、各職域や団体の代表に来ていただきまして、協力を要請するということが、可能でございますので、それを含めて状況を適切に見ながら、小売業者も福祉の法人も発展していただけるように、努力をしてまいりたいと思いますので、お力添えをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 分かりました。今後の町長の行政の取り組み方、僕は、期待したいと思います。本来もう少し言いたかったし、もう少し強い口調で言いたかったけれども、先輩議員、同僚議員がもうとにかく言葉に気を付けるように、言い方に気を付けるようにということを再三注意されておりますので、本当に不甲斐ない質問となっているかもしれませんが、期待は大きいですからよろしくお願いします。

それでは、次の町道西30号線における修復等の計画について、これについて質問を変えたいと思います。

この質問は、去年の9月に、私、一度質問した。その時に町長が言われたことと現在やられてることの確認の意味で、質問させていただきます。

これは、網走管内東部を中心とした。6月11日の降<sup>こひょう</sup>電等の被害が新聞等で大きく報道され、また、本町でも一部大雨、降<sup>こひょう</sup>電による被害の発生。これを聞いております。毎回のよう、災害の発生している町道30号線の修復等については、これは、横の下水道を深く掘るとか、法面をいろいろやりますということでした。それで、30号線の修復等の計画はどのようになっているかお尋ねします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、町道西30号線道路の修復等に関するお尋ねをいた

きました。

今月11日の降雹を伴う雨が、訓子府町のほぼ全域に降りまして、特に、川南方面を中心とする狭い地域に強い雨が降りまして、主に、砂利道が被害を受けておるところでございます。町道の被害状況といたしましては、道路に堆積した土砂を砂利道の路面洗掘が、ほとんどでございまして、大きな被害には現状では至っていないところでございます。町の作業グレーダーによる路面復旧を、翌日の12日から行ったところでございます。

なお、西30号線の道路につきましては、路面水が流れたために、洗掘を受ける被害があり、今後につきましても、道路の路肩に水切りを行って、路面水が道路上を流れるのを極力抑える対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 私は30号線、30号線とこだわっているように聞こえるかもしれませんが、この時に質問したのは、計画とそれからそれに付随して、土地改良区がやっておられる頭首工の水を小山田の沢で去年せき止めたと、その時に下流の実郷の耕作の方々がどうしたんだ。早くやってもらわないと水欲しいのに、水が来ないということも重ねてお伺いしてます。その時、土地改良区の仕事ですから、もちろん町に關係ないということであれば別なんですけど、今回は、緑丘から下村さんの車庫のところへ流れてくる水、私の住んでる末広町には、子ども会に約30名の方が所属し、0歳児から3歳まで保育所に行かない子供たちもいます。そして、今回、私交通安全週間に旗を持って、5日間立ちまして、子どもたちが20人ほど通学しています。その時に、よく町長が言われる子育て支援、子育て支援って言うておられます。その子育て支援は、何かを建てて、そこに人員を配置したときにのみ子育て支援が起こるもんでなくて、そういうような災害が起きる箇所、大量の水が流れ土砂が流れてくる。そこに、子どもたちが危険にさらされているということを考えたときに、子育て支援というのは、その建物があるから、施設があるから、そこに人間が配置されているからということだけでは、済まないんでないか。当然その緑丘から下村運送の車庫のところまで、両側に流れてくるすごい量です。僕も一度、去年の7月に見ましたけども、それは、子どもならいっぺんに、吹っ飛んでく位の水の量が落ちてきます。やはりその時に、町長が言われる子育て支援は、そこにもいつてもらわないと困るんです。私も、今朝学生何人位、僕は20人位しか確認しない。庶務の者に聞きましたら、「いや、30人を超えています」と、0才児から3歳児までだったら、「その数はまだ子ども会に入っていないから捕まえていない」と。それで「あそこから、流れてくる水によって、子どもたちが危険にさらされないのか」と聞きましたら、「いやあります」。事実だけれどもそれは、近くに住まわれている方々が注意したり、また、お母さん、お父さんが注意してことなきを得ているけれども、本当にいつ事故が起きても、全然変でない状態が起きるんです。ですからあその水の流れ、下水、排水、これを計画的に、土地改良区がやらないところは、町がやらなきゃならんだろうし、土地改良区が当然予算をつけてもらって、土地改良区独自でやってもらう事業があるかもしれませんが、ここ一つ何とか解決していただいて、これは、末広地区からの要望書としても、確か出てるはずですけども、よろしく対応していただきたいのですが、いかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 30号線のみならず、去年の6月22日の降雹から何度かあれし

ております小山田の沢。さらには、下村運送のところの水が溢れる。それから、実郷の黒川さんの原田の沢のところも含めて、去年は大変な状況でございました。川村議員同様に、災害が起きた朝・昼・晩と特に私は去年は、沢の中を走り回りながら、地域の状況を逐一、見て歩いた経過がございます。少なくとも小山田の沢については、今年はまだすでに事業完成したかもしれませんが、治山事業で北海道があそこの事業を着手し、町内業者、北見本店の町内支店があそこに治山事業として事業着手しております。さらには、今ご指摘の下村さんの溢れるところについても、これは、河野さんと米木さんのところですけども、その部分についても当面は、カゴを積んで、2段ほどでしょうか。去年積んでいただきました。これで根本的な解決になるかということではできません。何とか抜本的な解決に向けて、今さまざまな機関に働きかけ、準備を進めているところでございますけれども、総務課を中心にしながら、防災を何とか適切に、いち早くということの考え方から、先般も町内数カ所に土のうを災害を起きてから、運ぶのではなくて、町内の主要な地点に、土のうを堆積しておく、そして、何かあったときに、危ない時には、即座に対応するというようなことも含めて、実は動いているところでございますし、例えば、原田の沢で申しますと、昨年は小野洋一さんのメロンハウスが常呂川の堤内の泥が詰まっていて、それが氾濫して、ハウスを倒壊したということもございます。これについても、開発局の幹部に非常に厳しく、私は、管理者である開発がきちんとすべきだということで、これも、小野さんのところから、原田の沢も含めてそれから、清住の小山田さんの奥も含めて、堤内の泥さらいと川の芝張り等も含めたことをですね、お願いし着実に開発の責任で実施されているところでございます。さらに申しますと、議員来られていたか分かりませんが、未広町内会、東幸町・西幸町内会が地域防災を住民の頭脳演習を含めて、南出会長さんを中心にしながら、先般行ったところでございますけれども、そういう可能な限り、今ご心配のとおり子供たちのこともお話いただきましたように、安心安全のまちづくりの地域の自発的な運動も含めて、行政も積極的に動いておりますし、さらには、公共事業を導入しながら、何とか根本的な解決を図っていくために努力して参りますので、お力添えを賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 分かりました。いろいろやっていただいているのは、僕も確認しております。それで、僕の言いたいのは、スピードなんです。はっきり言いまして。スピード。出来る限り早くお願いしたいと思います。

それでは、質問を変えます。3つ目の質問。公営住宅使用料滞納解消に向けての対策についてということでお伺いします。

これは、滞納額と不納欠損についてということで、滞納額と不納欠損額の構成区分はどの様になっておりますかというのは、これは、有職・無職、男女の別、年齢別、それでこれからの解消に向けての対策を、どのように考えているかお聞かせいただきたい。

2つ目、定住促進空き家活用事業について、工事の進捗状況と入居条件、使用料の設定は出来ておりますか。

3つ目、使用料滞納者と保証人に対する考え方について。保証人はどのような役割で、滞納解消に向けて責任を負い、また、保証人に対するのどのような説明及び責任を負わせるものであるか、これをお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、「公営住宅の使用料滞納解消に向けての対策について」3点にわたってご質問をいただきました。

1点目の滞納額と不納欠損について、お答えをさせていただきます。平成19年度末における滞納額につきましては、282万1,266円で19名が対象になってございます。282万1,266円の19名でございます。その内、平成19年度分の滞納額は110万9,100円でございます。過年度分の滞納額はそのことから、171万2,166円ということでご理解をいただきたいと思えます。

次に、不納欠損額は54万9,400円で、2名が対象になってございます。これらの解消に向けての対策につきましては、催告書の送付、督促状の発布、保証人への協力要請、電話督促の実施、訪問によって徴収及び滞納者が自分の滞納額を認め、「住宅使用料納付誓約書」を提出いただいて、計画的な納付の実施などの指導に努めているところでございます。

2点目の定住促進空家活用事業についてでございますけれども、工事は今月27日に入札を予定し、9月末までの工期でございます。入居条件につきましては、公営住宅に入居ができない方を、対象に考えているところでございます。住宅使用料につきましては、リフォームの工事費等を加味した中で、現在検討を進めているところでございます。

3点目の使用料滞納者と保証人に対する考え方についてのご質問でございますけれども、保証人の方には住宅使用料の滞納解消に向けて、町が指導協力を保証人に仰ぐこととしており、入居者の生活状況等を把握し、善良な使用についてアドバイス等をいただくこと。さらには、住宅使用料に滞納額が生じた場合の納入指導を適切にさせていただくことなどを、町に協力していただくことを入居時に書面で説明をし、お力添えを賜っているところでございます。公営住宅につきましては、福祉的な要素も大変強いものでございますので、今後とも、滞納額の解消に向けた取組みを一層続けてまいりますし、また、滞納されている方のご理解もいただき適切な納入をご指導、あるいは、ご協力をお願いするところでございます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） この滞納額と不納欠損これは本当は、私も不納欠損をいろいろお願いし、固定資産税の不納欠損を起こしております。その時、この税は、保証人がつとりませんけれども、この住宅に保証人、今度、保証人にいろいろ言われる。これまた非常に辛いという方がおりまして、私の近親の者もはっきり言いまして、保証人には、一切なりたくないという、それで、公営住宅の使用の目的からいくと、使用料は払ってもらわなきゃならんということでしょうけれども、保証人に、滞納額解消の肩代わりをして払ってもらおうというような、もしそういう事案があるということになると、これはもう重大なことなもんですから、保証人がはっきり言っていました。もう保証人っていうのは、何の保証人にもなりたくないもんだ。公営住宅の文章がきついんですよ。帰ってくる文章が、僕、一度もらったことあるんですけども、法的処置をしますとか保証人に連絡して、これを解消しますとか。そうすると、受け取った側としては、ビクーンときちゃう。もういつか裁判所に呼ばれてとか、そんなくらい。それが、その文章が同じ保証人に行くとしたら、これまた、保証人もまた恐ろしい。だったらもう二度と保証人なんかやりたくない。そう

ということです。僕は、この保証人の問題。これを今日は取り上げません。もうこれ以上のことはお聞きしません。というのは、ここで有職であるか、無職であるかということと年齢構成をお聞きしたんです。それで、年齢構成が若いものであれば、働くところを探してやって、働いてもらわなきゃいけないということなんです。それで、私、クノール食品それから農試の方ともお会いして、何か訓子府では、ものすごく働いてくれる期間的に募集しても、応募する人がいなくなっちゃって、訓子府は、困った結果なんです。「年齢制限はどうですか」と聞いたところ「いや年齢制限もつけました」と。農業試験場においては、24カ月限度で、24カ月あそこで働いた方は、もう採用状況条件から外れるから、応募はしてもらえないんだということでした。じゃあ、訓子府町は、その不納欠損とかいろいろ考えたとき、税の滞納者を考えたとき、何とか働く場所を作ってあげる。その工夫をお願いしたいと思って、今日はこのお話するんです。といいますのは、農家の一番忙しい猫の手も借りたいと言っているときに、北見から何か人材派遣会社を通じて、その補植の仕事をやっておられる方が、10人が20人がまた入ってきているようです。それで、僕は清住の2、3件の方に聞いたら人材派遣会社を通じてやっている。訓子府町でその人達がやれないんだろうかと言ったら、「やれるんだけれども、何もどこもそういう相談も来ない。農協も何も言わない」ということでした。ですから、その秋の取り入れの時と春の植え付けの忙しいときには訓子府町で働ける。体が丈夫で年齢が65歳位までの方に、もしこういうような事案があるとしたらどうでしょう。これは、町民課を中心にでも、どこを中心にでも、働く場所を提供していただき、そして、できれば町が何かの加工場を誘致する。加工場を作るという形で、働くそういうところを作っていただきたい。それで、この産業建設常任委員会の時に、議長席に座って意見は求められませんが、議長ともお話ししましたけど、やはり30人ないし50人の人間が働ける場所を何とか考えたいもんだ。ということは言っています。何とか行政はここでひとつ協働のまちをつくる。住みよいまちをつくる。というときに、やはりそこに活気がある。皆が喜んで働いてくれる。まちをつくるための努力を何とかしていただきたいんですが、町長いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 2、3の質問のご趣旨があったというふうにとらえているんですけど、まずその取り立て保証人ですね。私どもにつきましては、最初からそんな文章を出すわけがないので、「ぜひお支払いください」あるいは「来てください」、時には訪問をして、話を聞こうという中で、どうしてもそういう現実的に、なっていない場合については、もう文章を出させていただく。水道料も同じですけども、状況によっては、水道を止めさせていただくということもやらせてもらっている。これは、お払いしていただいている人の平等性と公平性を保つためにも、お互いが一定の誠意の中でやっていかないと駄目じゃないのかということでございますから、決して取り立て屋のような感じで職員は行ってませんし、可能であれば来て、ぜひ計画的な納入をしていただきたい。これがまず1点です。今19名のお話をしましたけれども、そのうちのほとんどは、完納もしくは、計画的な納付をしていただくということで、約束していただいて、そして、お支払いをいただいているということでございますので、全く川村議員がおっしゃっておられる、約束もなければ計画もないし、うんぬんという点では、19名のうちの2名でございます。で、その人たちの職業や高齢でございましたら、これは保健師等が出向いておりますので、そ



うした福祉的なご相談も含めてさせていただく。相対的に雇用の確保をどうするかというのは、また別の問題でして、これは、こういう商業の調査を答弁でも、何度か申し上げていますが、今年の夏に初めますし、そしてまた短期就労のことにつきましては、新しい組織を立ち上げてくれたようでございますし、これらについても何とか少しでも仕事を増やすようなことを考えていきたい。今の現状で企業を誘致するという状況は非常に難しいということは、全国の農村・漁村の状況から見たら、明らかでございますけれども、しかしそういう機会は、全く最初から放棄するというのではなくて、努力をして参りますけれども、極めて難しいという状況でございますので、今の議員ご指摘の質問の趣旨でございます。滞納されている方これらに対しては、そのように誠意をもって対応をさせていただいている。それから保証人について、これは規則の中で決まっていることでございます。保証人来られたら、びっくりするということでございますけれども、そういうことも含めて、最初の契約の時に保証人に文章をお送りしてご理解をいただいている。連帯保証という場合もございますから、債務については、保証人も当然理解の上で負担をいただくということでございますので、その点でいうと賃貸で公営住宅に入って居られる方は、誠意をもって可能な限りっていうよりは、基本的にはお支払いいただくということが前提でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 分かりました。それで2番目の定住促進空家活用事業についてですが、このとき僕は思うんですけども、この工事にかかるまでにどのような方を入居させるか、そして使用料の設定、そして工事の内容を決めるものかと思っていたのです。と言うのは、入居条件は他町村からか本町からか、そしてベッドタウン化するという考え方と空家解消促進住宅等は同じなものか、北見市に通われる方を安い入居料で、訓子府町に住んでもらうのか、そしてこの使用料の設定は給料が高ければ駄目というそういうもので、今まで従来通りのものであれば、住んでいただく方がもう限られてしまうのではないかと。それと、末広町内僕に住んでいる町内で新しいところできて、僕なんかの条件は僕の住んでいたところを壊すからということで新しいところに入りました。今現在、住んでおられる方で「今度何かやるのかい」と、「うん、何か壊しているいろいろみたいだよ」と言ったら、「そこに私たちが移れるのかい」と言うから、「いやそれはだめかもしれないよ」というような受け答えを1件だけあります。地域に住んでいる方も分からなくて「今度、新しくなったところへ私たち動けるのあそこの人動いたんじゃないの」というような言い方があるものですから、この入居条件と使用料、これは、昨日私の同僚議員が、どのように皆さんにお知らせするのかということ聞いてましたけれども、私も今回できる住宅については、近くの人たちに、やっぱり今回はこういうようなことで作りますので、こういうところにお住まいの方は入れないです。というようなことを何とか広報誌を利用するのか広報活動なのか、やはり誤解して移れるものであると思ったときには困りますので、何とかきちんと知らせていただいて、同時進行だと思えます。工事をやるのもそういうのも、それから使用料の設定もどうも同じでないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私自身は、まず冒頭に地域の方が今度、新しい空家住宅等の改築事業等について、あまり知られてないということであれば、これはもう出来る限り地域の

方にご理解をいただくなり、概要が分かるように担当の者から説明をさせていきたいと考えておりますのでご理解を賜りたい。いずれにしても、今の現状では、公営住宅を新しく新築をするということはなかなか難しい。その中でとりわけ、東幸町と末広町については、今ある住宅を改造して、バリアフリーを心がけながら高齢社会にも対応していく、一方では、収入とか所得の関係で入れない人たちや北見から通っている人たちや農家の人の後継者でも通いをしている。若き後継者たちも、住めるような配慮していきたいってことでこの事業は始めたもので着手するものでございますので、細かなことについては、企画財政課長もしくは建設課長の方から説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 今の定住促進団地の関係でございますけども、これにつきましては、先ほども町長が答弁しますけれども、公営住宅に入れないう方を入居させるということが一つ考えております。公営住宅には、やはり福祉性が強いということとそれから、入居制限がございますので、若い家庭持ちの方、そういう公営住宅には入れないけれども、どこか住宅がないだろうかというふうな方を中心とした形の入居を考えているところでございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 空家解消の時に一部直すところは、職員住宅じゃなかったのか。そうだね。職員はもう住まわないで違う方を募集して入居させるということか。どうなんですか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、空家活用のお尋ねいただいたんですけども、基本的に公営住宅については、所得制限だとか入居資格が必要でございまして、例えば、一定の所得がある方については、公営住宅に入れないう。仮に、今ある空家になつて公営住宅を改修するにしても、そうした制約はついてまわるんです。今回私のほうでやります、町職員住宅等を改修して、一般の町民向けに、提供したいということなんですけども、それについては、そうした制限が一切ない。現在、空家の住宅ですから、職員に出ていってくれということでもない。そして、空いてる住宅を有効に活用したいという趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） わかりました。私は職員に出てってくれて、新しい家を建ててくれるのを望んでいるんです。というのは町税もいろいろ反映するし、だから職員を追い出してそこへという、そういう施策をやってもらいたいぐらいなんです。本当は本当はね。でも、そういうわけにはいかないでしょうから。それでは、町長。もう質問時間少しになりました。終わりますけども、最初にお願ひしましたとおり、訓子府町の食材購入とか、そういうものに関しては、どうか訓子府町を優先にというお考え、それについてお願ひした経緯をよろしくお願ひして質問終わります。答えてくれますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私自身も冒頭申し上げましたように、可能な限り小売商業の発展のために努力をしまひりますし、また、関係機関や団体にも協力をお願ひするところで

ございます。とにもなおさず、小売商工業者の皆様のご努力もさらに期待してるところでございますし、とりわけ、商工業者が一丸となって、この難局を乗り切るために関係団体・関係機関とも連携しながら、一步でも二歩でも前に進むように、お力添えを川村議員のところにご相談行った方にも、ぜひそういう意味では、広く一つの皆で力を合わせて、そういう世論を作っていこうということも先頭をきっていただけるように、ご理解を求めていただければ、この上ない喜びでございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

9番（川村 進君） じゃあ、終わります。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君の質問が終わりました。

ここで、午後2時30分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、一般質問を継続いたします。

次に10番、小林一甫君の発言を許します。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 10番、小林です。通告に従いまして、一般質問いたします。

今回は1点について、お伺いをしたいと思います。

小中学校教育問題についてであります。

新学習指導要領が今年3月28日に告示され、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度に実施され、さらに、移行措置案というものがあり、各学校や教育委員会の判断で多様な取り組みができるかとありますが、今後の対応を含め、6点にわたって教育長の考えを伺いたい。

1点目は、移行措置案の具体的内容はどのようになっているのか。

2点目は、子ども達や父兄への周知はどのように考えているのか。

3点目、小中学校の外国語活動は、移行措置の期間中から「外国語活動を教育課程に加え、新小中学校学習指導要領によることもできるものとする」とあるが、実際にはどのように進めていくのか。

4点目、学力の低下が話題に上がるようになってから時間が多く経過しているが、移行措置の中で、どのようなとらえ方をしているのか。

5点目、「午前授業5時間制」の取り組みが新たな注目を浴び、「学力の向上、規則正しい生活習慣が定着してきた」と実施した学校が手応えを感じていると評価しているが、具体的中身と当町の考え方はどうか。

6点目、精神面を充実するための授業、指導は従来よりも重点をおいた内容になっていくのか。中身をお伺いいたしたいと思います。

以上、6点に対してご質問をいたします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） ただいま「小中学校教育問題」について、6点にわたりお尋ねがございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

1点目の「移行措置案の具体的内容」についてであります。新学習指導要領の改訂に

伴いまして、平成21年度からの移行が実施可能なものにつきましては、先行して実施することを基本方針としております。その内容は、算数・数学及び理科につきましては、新課程に円滑に移行できるよう移行期間中から補助教材等を使用し、新課程の内容の一部を前倒しして、実施することとしております。小学校の算数・理科の授業時間数は、平成21年度から、新課程の時間数で実施することになっております。また、中学校の数学・理科につきましては、段階的に時間数を増加することとし、数学は平成22年度から、理科は平成23年度から新課程の時間数で実施することになります。このため、算数・理科の授業時間数の増加に伴いまして、小学校の総授業時間数は、平成21年度から各学年とも週1コマ増加することになりますが、中学校では選択教科等の時間を削減することもあり、移行期間中の総時間数は移動がなく現行どおりでございます。このほかは、小学校5年生、6年生の外国語活動がございます。移行期間中は各学校の裁量により、授業時間数を定めて実施することが可能であります。また、外国語学習を実施する場合は、各学年で週1コマまでは、総合的な学習の時間の授業時間を充てることも可能でございます。また、小学校社会科では、地図帳で指導可能な「都道府県の名称と位置」や「世界の主な国の名称や位置」及び小中学校の音楽では、共通歌唱教材として指導する曲数の充実などとなっております。

2点目の「子どもたちや父兄への周知」についてでございますけれども、この新学習指導要領の趣旨や概要につきましては、文部科学省で作成しましたパンフレットを本年4月に学校を通じ、幼稚園・各小学校・中学校のすべての保護者に配布し周知を図ったところでございます。なお、子どもたちには、まだ周知しておりませんので、理解しやすい周知方法も含めて、今後学校とも検討してまいりたいと考えております。

3点目の「小中学校の外国語活動をどのように進めていくか」につきましては、先ほども一部ふれましたけれども、移行措置案は4月下旬に公表され、その後1ヶ月にわたりパブリックコメントを行い、様々な意見を頂き整理し修正を加え、平成21年度からの移行措置に関する省令が制定されることとなります。つきましては、教職員の問題や小学校における外国語教育も初めてということもあり、今後、正式な通知を待って学校と十分協議しながら、検討してまいりますのでご理解をいただきたいと存じます。

4点目の「学力低下を移行措置の中で、どういったらえ方をしているか」ということについてでございますが、現学習指導要領の学習内容の削減などにより、学力の低下が指摘されてきているところであります。このような中で、子どもたちの「生きる力」を育む理念を引き継ぎながら、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上や学習習慣の確立などを図るため新学習要領が改訂されたものであると認識しております。しかし、この新学習指導要領につきましては、議員もご指摘のとおり小学校は、平成23年度、中学校では、平成24年度からの実施であり、教科書の編さん・検定・採択に3年程度かかることから、国においては、実施までの間を移行措置期間として補助教材などを使用しながら、できる限り早期に前倒しして、実施するものであり、やむを得ないものと考えております。

5点目の「午前授業5時間制」についてでございますが、この取り組みにつきましては、正直言いまして、先日、教育関係誌で紹介されたことにより承知したのですが、この実施した学校でも、この制度を取り入れてまだ2ヵ月程度でありまして、詳細についても記

載されておりません。新学習指導要領に基づく授業時数の増加との関連もあることなどから、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

6点目の「精神面を充実するための授業・指導に重点をおいた内容になっているか」とのお尋ねでございますが、今回の改訂には、学力面の向上だけではなくて、豊かな心や健やかな体の育成のための充実として、道徳の時間を要としまして、学校の教育活動全体を通じて徳育を行うことを明確化したほか、発達の段階に応じた指導内容の重点化などの道徳教育の充実、さらには、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、集団宿泊活動や自然体験活動、職場体験活動等を重点的に推進するため、各種体験活動の充実等があげられます。

また、わが国や郷土の伝統や文化を継承・発展させる教育として、国語科の古典、社会科の日本の歴史、音楽科の和楽器、体育科の武道を取り入れること等になってございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま教育長の方からご答弁をいただきましたので、何点が再質問をさせていただきたいと思います。

今回の移行措置案の具体的な内容につきましては、ただいま答弁あったもので、理解をさせていただきますけれども、今回の基本的な考え方がどこにあるのかというようなことでありますけれども、最後の方で答弁あった部分で、生きる力とかいろんな部分が、その基本の中に入っているのかなというような考えをしております。

ところで、移行措置の中で特別活動については、教科書がなくても実施できるということでもありますけれども、この特別活動というのは、最後の方で答弁あった自然体験活動とその他もろもろのことも踏まえてのことなのか、お伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） この新学習指導要領につきましては、正式にまだ国・道の方から、私どもの方にもまだ通知が来ておりません。先ほど、答弁の中でお話しした中では、父兄宛てにパンフレットというのをお配りしてございます。その中で、私たちも把握、それからインターネット等、それから教育誌等で把握している部分ということで、その中でも割と限られている説明でございまして、特別活動につきましても、具体的にまだ把握してございませんけれども、先ほど申し上げました、体験活動だとか、それから総合的な学習の時間ということでの取り組みというふうに認識してございますけれども、詳細につきましては、これから流れてくるということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） まだ、正式な通知がないということで、何かこれから聞くのは、ちょっと問題があるのかなというような気がいたしますけれども、私なりに勉強をしてきた部分がございますので、もしも、お答えをいただけるのであればお答えをいただきたいとかように考えております。

今回の特別活動については、ただいまの説明の中で、自然体験も含めてというようなお話がありました。昔から「早寝、早起き、朝ご飯」と言うことに象徴されるような、生活習慣の確立は、生きる力や学力を底支えするとも言われております。今の子どもたちに必要な生活習慣づくり、学習習慣づくりに、これから教育委員会・学校では、どのような工夫をしていくのか、お伺いをいたしたいと思います。それと、あとこれは、自然体験の形

の中で、今後の取り組みになるかと思えますけれども、仮親敷地教育というものが、新たにと言いますか、もう2年くらい実施している学校がございます。児童が2、3日宿泊して、仮親でホームステイをするということでありまして、世代間交流を重視し、また礼儀や食事の仕方、聞く、話すといった家庭教育の見直しを他人のところで勉強するというような、そういうものがありますけれども、こういうような体験をもしも可能であるとしたら、当町でも取り組んでいく考えがあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君）2点ご質問あったと思えますけれども、一つは特別活動についての議員さんの見解も含めて、お尋ねがあったかと思えます。

現行というか、前の学習指導要領につきましては、ご存知のように、ゆとり教育ということを中心になりました。今回の見直しにつきましては、特筆すべきというか、非常に例外的なものと考えているんですけれども、自分たちで文科省が作った、自分たちの指導要領について、反省を述べられているんです。それは、学力が低下したということ。それとやはり子どもがどうもひ弱と言いますが、自立性も含めて生きる力が弱いという反省に立って、今回の新しい指導要領ができたと強調もされていますし、子どももそのように必要性を含めて認識しているところであります。従いまして、特別活動というのは、今までの弱かった部分を体力ですか、規律、自立性とか、あとはそうは言いながら、知識や学力に偏重してばかりでは困るということを含めて、実践を中心とした諸活動をすることによって、子どもたちの成長を促そうという非常に的確なといえますか、的を得た改訂になっているものと理解しております。

それと2点目の里親を活用した子供の教育であります。子どもこの点については、あまり勉強しておりませんが、これは他の方の他人の家庭に入って、いろいろ新しいものを吸収して、子どもが健やかに育つようにという狙いだと思えます。今一番子どもが大事だと思っているのは、他人の家庭で学ぶことも大事ですけれども、子どもさんがいるご自身の家庭におけるしつけも含めた教育力の低下と言いますが、非常に危惧しております。まずご自身と言いますが、ご自分の家庭での教育力、そして、その外枠にある地域における教育力、それと学校での教育、幼稚園・保育所も含めてですけれども、その連携こそが今大事でないかと考えておまして、さっきの答弁でも触れさせていただいた経過がございます。いずれにしましても、この他の家庭に触れて学ぶことも含めて、今一度家庭における教育の大切さを再認識して、新たな取り組みも含めて、これは、社会教育とも関連してくると思えますけれども、新たな教育も含めて、みんなで考えるきっかけをつくっていかねばならないと考えております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま教育長から、答弁がございましたけれども、自然体験も重要であるが、それよりもまず前に、家庭における教育の重要性というものが大事でないかというようなことであります。確かにその通りだと思います。今の子供たちを見てみますと、学校から帰って、私も孫もおりますので、毎日見ておりますけれども、学校から帰ってすぐ、宿題はしますけれども、宿題が終わった後は、テレビを見て、あとテレビゲームというか、今携帯のゲーム機がありますので、そちらに夢中になってしまって、それで1日が終わってしまうというようなことでありますけれども、やはり今の情報時代の中

で、一概にそれが駄目なのかというような部分もございますけれども、私は親ではありませんので、注意はあまりできないというようなことも考えますと、その辺はやはり親の教育なり、先ほど教育長がおっしゃった家庭内の教育という部分と学校での先生からの指導等も本当に必要ではないかなと思います。いずれにしても、この措置案の中では、新たな取り組みで子供達を、何と言うか、今までと違った方向というよりも、さらに、いい教育をさせて子供達を育てていこうというような部分が中には、盛り込まれております。そういうことで期待をするところでありますけれども、この辺は、教育委員会の指導なり、責任がかなり重いんじゃないかなと思います。

次に質問を変えますけれども、外国語活動について若干の質問をさせていただきたいと思えます。

今、子ども達の話し方、またテレビ等で、特に都会の子ども達の言葉使いというのは非常に乱れているというようなことで、果たして小学校から外国語を勉強させるよりも、むしろ日本語をきちんと教えた方が将来的には良いんじゃないかなと、個人的な意見ですがけれども、そういうような考えをしているところであります。本当に、外国語活動が必要なのかというようなことでありますけれども、考え方を伺いたいと思えます。

それと、語学指導助手の関係はどうなるのかということをお伺いをいたしたい。それと訓子府の東幸町ですか、元語学助手をされていた外国の方が住んでいられるということでありまして、もしも、そういうような方が携わって頂けるのであれば、むしろその方が良いのかなというような感じを持っております。いろんな財政的な部分もありますけれども、一考の余地と言いますか、あるのかなというような感じを持っております。移行措置の中でも、外部人材の登用ということで、いろいろ新しい取り組みをして良いということになっておりますけれども、その辺の考え方、答えられるのであればぜひ伺いたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 管理課長

管理課長（平塚晴康君） 外国語活動でございますけれども、現在の外国語活動につきましては、語学指導助手を用いて、現在、本町の場合は、各小学校に総合的な学習の時間の中で語学の方の活動を行っているということでございます。そういったことで、今回の学習指導要領の中でも、全国的にも多くの学校で、この総合的な時間の中で活用している。その活用の仕方がバラツキがあるということで、今回それをある程度統一をするということで、この外国語活動が設けられたということで認識してございます。そういったことで、今も、週1コマ・1時間ということになっておりますけれども、今までは、月に1回、もしくは2回程度ということでございますので、その部分については、授業時間が増えるということになるかと思えます。ただ、外国語を通じて、中学校のように文法を教えるだとか、そういうことではなく、外国の言葉、それから文化を体験するというところでございまして、そういったことで、聞くこと・話すこと、というのが主ということだと考えてございます。

次に、語学指導助手の関係でございますけれども、この外国語の活動につきましても、従来同様、語学指導助手を活用する。基本的には、今現在の国の考えでは、当面は今の小学校の教師が、いわゆる小学校ですから担任が主になると、その中に語学指導助手が入って行って、T・Tで指導をするというようなことになってございます。

それからもう1点、他の語学指導助手というか、独自の方の活用でございますけれども、

議員先ほど言われましたように、財政的な問題というのが一番大きなことでございまして、現在、語学指導助手、JETでいきますと、普通交付税が交付されているということもございまして、これがもう1人、独自で雇用するということになると、交付税措置もないということになります。その分、財政的に一般財源で対応するという形になろうかと思いませんので、非常に難しいという部分がございますけれども、ただ今後、小学校2校が週1コマ活動を行うということでございますので、中学校との調整もございますけれども、今後また検討もしてまいりたいというふうに考えております。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 今、課長から細かく3つにわたってご説明しました。その1点目の中で、議員さんから貴重なご指摘がありましたことに、ちょっとふれさせていたいただきたいと思います。外国語活動の大切さのほかに、正しい日本語・美しい日本語の教育も重要でないかというご指摘がありました。今回の指導要領におきましても、改善事項の大きな柱の中の一番始めのあたりにですね、言語活動の充実ということで、国語科における読み書き・表現力・討論・記述・ディスカッション等々の日本語を用いた子どもの学力というよりは、生きる力の基本となる言語についての重要な取り組みが明記されました。国語に限らず、算数であっても、理科であっても、基本となるのは日本語でございます。この日本語を国語科、その他の教科の指導を通じて、改めて大事さを見直しているということがございますので、乱れた日本語を、美しい日本語を使うということについての議員のご指摘と同じような内容が、新しい指導要領に書き加えられているということを述べておきたいと思います。

10番（小林一甫君） 答弁をいただきましたので、期待はしているところでございます。これは、新しい学習指導要領の中での部分だと思いますけれども、当然こういうものは、早くから取り組んでいただければよかったかなというような感じを持っております。今後期待するところでございます。

次、学力の低下が話題にのぼるようになってから多くの時間が経過して、といことでもありますけれども、ゆとりのある教育というものを、私も一般質問の中で何回かお伺いした経過ございますけれども、この週5日制が学力の低下の一因であると思っております。私は正直言って、教育委員会では、そう思わないと思えますけれども、私は子供たちが身近におりますので、そういうような感じは深くしているところであります。それで、この教育委員会からの見方として、このゆとりのある学習というものが、今まで経過した中で良かったなあというようなものがあつたのかどうか、お伺いしたいと思います

議長（橋本憲治君） 教育長

教育長（山田日出夫君） 大変、お答えしづらいご質問いただいたなと思っております。ゆとり教育の要綱ができてから、かなりの期間経っております。その期間、私は最近、この教育の仕事に携わることになりましたけれども、ゆとり教育という言葉が、少し先行していたんでないかと、言葉がどうも一人歩きしていたような印象を個人的には持っております。子どもを教育するというのは、先ほどから言っていますように、柱が大体2つあると思います。1つは学力、1つは心の問題だと思えます。全体で生きる力ということになっていくのかなと解釈しております。その中で、ゆとり教育の功罪、良い面と悪い面ですけれども、やはり文字通り、今までそれまでは、現代化と言われてたんですね。話は古くなり



ますけども、先に宇宙競争の話で大きくなるんですけども、宇宙競争をしていて、アメリカ側が当時のソ連に宇宙競争で負けちゃったんですね、先人争い。その原因をアメリカが分析しました。そして分析したら、どうも学力、教育がまずいということになったようでありまして、そこから、現代化という表現、現代化に対して、ゆとりなんですけれども、そのような一時期、指導要領の時代があったと聞いております。その反省にたつて、ゆとりが出てきたんです。しかも、ゆとりが行われて、かなり経って今回の見直し、もう1回揺戻しと言ったら言葉悪いですけども、反省の反省のまた反省をしたと思っております。それで、ゆとりが一方で、詰め込み主義と批判された見直しでありますから、勉強の仕方、指導の仕方について一定の緩和と言いますか、功罪の功の方があったかと思えます。今回反省されたように、功罪の罪の方としましては、やはり学力の低下が顕著になってきたということは否めないと思えます。3年おきに国際的に行われております、OECDの国際学力調査ですね、これにおいても、数学が世界で1位だった日本が今6位ですか。理科に至っては15位まで落ちているんでなかったかと思えます。理科だったか読解力だったか、ちょっと今あれですけども、そういうようなことで、ゆとり教育は良い面と悪い面があったと考えております。だから、中教審はじめ、今回の見直しで議論され、いろいろな形で文科省が認めたゆとり教育の功罪、これは大きく外れているものではないと私どもは認識しております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいまのゆとり学習についての教育長の考え方と言いますか、今までの功罪についてお答えがあったわけでありましてけれども、やはり悪いと大半の人が認める時には、早め早めに手を打って変えていかなければ、もうかなり時間が経ってから、元に戻すといっても、もう大変なことじゃないかなと思えますので、ひとつの町で、できることではありませんけれども、教育委員会を通して、やはり上の方にあげていく必要も、時と場合としては出てくるのかなと思えます。最後になりますけれども、6番目の関係でございます。この辺は道徳教育の分野であると思えますけれども、国と言いますか、地方の教育委員会の基本姿勢が3本示されておりますけれども、この辺は、たぶん教育長はご存知だと思いますので、私は言わなくても、その辺のことはお答えいただけるのかなと思えます。これら教材を含めて道徳教育に対しての今後の対応をお聞かせいただきたいのが1点であります。2点目につきましては、現在、非常に携帯電話が普及されておりまして、この携帯電話を子ども達に持たすことによって、功じゃなくて、罪の方がもの凄く今、問題になってきていると思うんですけど、その辺のことは、訓子府で、現在、小学生が何台位持っているのか、中学生が何台持っているのか、それによつての罪の方の結果が出ておらないのを期待するんでありますけれども、そういうものがあるとすれば、お伺いをいたしたいと思えます

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 2点のお尋ねだったと思えます。

1点は道徳教育の内容、今後の進め方ということでありまして。道徳教育、この道徳という言葉を開いただけで、アレルギーを感じられる方も、先生もいらっしゃられるように、正直言って認識しております。ただここで前から言っている道徳というのは、徳育というか、子どもさんが大人になって、生活していく上での規律性や社会性や人を思いやる心だ

とか、そういう人間として極々普通のこと、こうありたいという素朴な内容だと理解しております。従いまして、そういったことを強調しながらも進めていくことが、ひとつ大事だと思えます。それと、この教育を進めるにあたっては、特に中心となっていただく先生としまして、道徳教育推進教師というものを置くようになってございます。それと、逆に言いますと、この先生だけに道徳の指導をお願いするのではなくて、全ての教科、全ての教師を通じて、日々の毎日ある場面において、先ほど言ったいろいろな要素を集団で学んでいくように努めようというようなことで、この辺が明確化されたものと認識しております。特に、スポーツ、体育科ですとか、の活動などにおいても、体を鍛えるのと同時に、今言ったようなことを育んでいきたいと言うより、育んでいけるよう教育委員会としても、考えなければならぬと考えております。

それと2つ目の携帯電話でございます。私共、大人にとっては非常に携帯電話は情報を早くお互いに認識し合う、確認し合うツールとしては、非常に優れた近代の発明の中でも凄い便利なものだと考えております。しかし、子どもさんが携帯電話を持ったとき、情報交換ツールですから、当然外から情報が入ってきます。大人だと良い情報、悪い情報を選別できますけども、お子さんの場合は、場合によっては、垂れ流しで入ってくる情報に対しては、良からぬ情報が紛れてくるのは事実ですし、判断ができない中で、その情報に接し、場合によっては最悪の場合は、犯罪に巻き込まれるという痛ましい事例の方が多くのように私も感じております。そういう観点から、わが町の小中学校では、携帯電話を持っている子どもさんが、学校の屋根の元では必要ないわけですから、担任の先生がお預かりして、また、親御さんとの連絡に用いる、授業が終わった放課後ですか、またお戻りするといった対応をしております。また、お尋ねのありました台数については、正直言って把握しておりません。今後において、ご心配される点は最もですし、私共も危惧してございますので、携帯の使用状況等について、早急に学校を通じて把握するとともに、場合によっては保護者の皆さんに携帯電話の注意事項等を周知するなど、対応を検討していきたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 道徳の部分につきましては、やはり人間として、最低の部分を守っていただければそれで良いんじゃないかなと思うんです。特別、道徳教育をやったから、人間としての成長があるかといったら、そこまで期待するのはちょっと無理かなと思うんですけれども、最低でも守ってもらえれば、いじめをしないだとか、やはりそういう部分がそれだけでもいいのかなと思います。

それと、携帯電話の関係ですけれども、今こういう問題が起きてから、自治体も言いますか、教育委員会も携帯を持たせないというような指導を何か始めたようでもありますけれども、訓子府もできればそういう方向で進んでいただきたいなと思っております。

あと、1点聞き忘れたんですけれども、精神の充実させるための授業というようなことにも関連するかなと思うんですけれども、武道場整備に対する補助事業があるということでありまして、訓子府はたぶんそういう活動をしていないから、必要がないということなのか、過去に日出町の久原さんが先頭になって、子供達を教えてきた期間があった訳ですけども、もしも、これから子ども達がそういうような場面で、武道活動をするというようなことが出てきた時には、教育委員会としては、どのような考え方を持っているのか

お伺いをいたします。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 武道場の関係でございますけれども、今中学校の方には食堂の下に柔剣道場ということで整備してございます。現在中学校でも部活動は剣道だとか柔道はございませんので、他の部活等が使用している状況でございますけれども、これらも使用できるということもございますので、また、スポーツセンターとの連携も図りながら、もし、そういうようなことが出てくれば、対応していきたいと考えてございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいまの質問に対してお答えがあった訳であります。今回はこの1点について、お伺いしてきた訳でありますけれども、最後になります。

移行措置をはじめ新学習指導要領が円滑に実施できるように、教育委員会としての責任も重しいし、また、指導も重要になってくると思います。子ども達が少しでも、やはり心身ともに成長できるように、特段の指導、ご尽力いただきたいなと思います。

最後に、何か教育長がこれからの自分の教育長の期間の中で、これはやりたいというようなものがあれば、最後にお伺いして終わりにしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 新学習指導要領の定着または、早期の移行につきましては、答弁でも申し上げましたように、学校長を始め各教職員との理解・連携を深めることを第一義的に考えてまいりたいと思います。それと実際、指導・教育を受けるのは、お子さんですので、答弁申し上げたとおり、機会をとらえて少しでも分かりやすい形で子どもさんまたは場合によっては、保護者さんに再度お伝えする機会を検討してまいりたいと思います。

それと、最後にお尋ねのありました、今後の教育要請についての所見といたしますか、求められた訳ですけども、これも、いずれかの答弁で申し上げたと思いますけども、今一番私が感じているのは、子どもさんの健全な育成のためには、ひとつ学校にその成果を求めるのはいかがかと考えております。「おぎゃー」とお子さんが生まれて、幼児の段階は、まず家庭で育まれます。親御さんの温かい愛情、場合によっては厳しい愛情に育まれて保育所、幼稚園と進み、やがて義務教育に進んで行く訳です。その過程において、家庭・地域の皆さんの理解と協力が、非常に大事だと昨今特に痛感しております。それは社会教育との連携も出てきまますでしょうし、何とか家庭・地域・学校の一本筋の通った教育のあり方をみんなで考えるような環境づくりに全力で投球してまいりたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） これで終わります。

議長（橋本憲治君） 10番、小林一甫君の質問が終わりました。

これにて、議長を除く全議員の一般質問を終了いたします。

#### 議案第35号、議案第32号、議案第33号

議長（橋本憲治君） 議会運営委員会の定めにより、一般質問が早く終了した場合順次日程を繰り上げて審議すること、これを運用し会議を継続したいと思います。

これより提案理由の説明が終わっております、一括議題の議案第35号、議案第32号、

議案第33号の質疑に入ります。

一括議題の審議にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第35号の質疑を許します。32ページでございます。

繰り返します。まず、議案第35号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。現状についてちょっと伺いたいんですが、10月1日からスタートするということですが、6歳から12歳まで該当することの中で、何名位の方が該当する数字になるのか、6歳から12歳までの間。それと、この医療費の負担の中身ですが、これは、国とか道の補助的なものは、どういうふうになっているのか、その点をちょっと教えて欲しいと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 乳幼児医療費拡大分の対象者数でございますけれども、小学校1年生から6年生までということで、4月末現在で303名の子どもさんが対象になります。ただ、実際所得制限かかる場合がございます、これは、19年度の所得で見ますと、この303名のうち21名ほどが、所得制限で対象外というふうになってくるかなと。これは20年度、賦課後でないと正確な数字は出てまいりません。

それと、2点目にお尋ねのありました医療費の負担でございますけれども、基本的には道の補助はありますので、補助対象分につきましては、2分の1が道費補助ということになっております。ただ一部、所得制限、現行制度の中で町が単独で拡大している部分もございますので、その部分については町単費というようなことになってございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第35号の質疑を終了いたします。

次に、議案第32号の質疑を許します。1ページでございます。

ご質疑ございませんか。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 3番、上原です。ここの4ページになります。3款の民生費の関係であります。この委託料の関係、障害者等福祉事業委託料の関係であります。新たにこの事業を設けたということで予算付けされておりますけれども、ここで対象者の数ですか、家族構成等々について、状況をお知らせ願いたいと思います。

また、その下の高齢者在宅サービス事業についてでありますけれども、これらについても、ここに出てる食数そのものが対象者数というふうに認識すればいいのか。

また、対象者数がどのような状況になっているのか。その辺を同じくお示しいただきたいと思います。

また、その下の商工費の関係で、商工振興費の新たに地域新エネルギービジョン策定事業の関係でありますけれども、この策定事業の構成メンバーがどのような方々なのか。もし、支障がなければお示しいただきたいと思います。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 4ページ、民生費の障害者等福祉事業でございますけれども、障害のある方に対する配食サービス事業ということでございまして、今回、この4月から、要綱を改正いたしまして、元々障害者の中にも身体と知的障害は、従来から対象にしておりましたけれども、この方たち、たまたま今まで対象になる方がいらっしやらなかったということで、今回はこれに加えまして、精神の方も対象にしたということでございます。精神に障害のある方、今回3名が対象になってございまして、この方に対する配食ということで、月・水・金の週3回でございまして、年間3名分で488食で、1食あたり700円の委託料ということでございます。これ3名の方の家族構成、いずれも単身者でございます。それから、高齢者の在宅サービス事業でございますけれども、同じく配食サービスということでございます。今までは、あまり利用者がいらっしやらないということで、だいたい平均3名位で推移をしまいいりましたけれども、このたび委託先を変えたという経過もございまして、そういうことで、これからの見込みは大体8名から9名位だろうということで予測をございまして、当初予算では398食分を計上してございしたけれども、今後の見込みを入れますと1,118食位になるだろうということで、720食分を増加をいたしまして、同じく700円ということで、50万4,000円の計上といたしているところでございます。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） ビジョンの策定の委員の関係でございますけれども、この12名ですけれども、これにつきましては、要綱で詳しく定められておりまして、大学の先生ということとあとは、電力関係、あと電気関係ですとか、地域関係言えばJA関係、あと森林組合というような形であと教育委員です。教育委員というような形で進められています。あと訓子府の新エネルギー研究会というのが立ち上がってますので、その中とも連携しながら今後進めていくということになります。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま、新エネルギーの関係ですけれども、この地域の研究会が発足してるということでありますけれども、この研究会のメンバーはどういう構成になってるんでしょう。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 策定委員ではなくて、この新エネルギーの研究会のメンバーということですね。これにつきましては、会長が畦田社長というような形で、ほとんどが町内の業者の方、これは機械関係ですとか、石油関係、電気関係ですとかそういう方と、あと農業者も入ってるというような部会の構成となっているということです。誰がこの中に入ってるかということですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 会長が畦田文博さんで、訓子府石灰の社長でございます。奥村良治さん柏丘の農家の方でございますし、もう1人、高尾電気の田村博美さんでございます。さらに、坂井悠紀さん、松田和之さん、下村運送の馬場正夫さん、それから、丸建工業の佐伯政勝さん、久島工業の久島正之さん、それから、山田産業の山田一男さん、株式会社

久島の西野直樹さん、これの方がメンバーでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。4ページの今話題になっている、地域新エネルギービジョン策定業務ですか、これは概ねエネルギーというわけですから、エタノールとかいろんな分野にいくと思うんですが、今のところどういう分野のことが話し合われているのか。エタノール関係、あるいは、先ほど町長が言った、ペレットのこともそうでしょうけども、将来に関する関係がいろいろあると思いますけども、分かる範囲でひとつ教えていただきたい。

それと、一番下になりますけど、13節になりますけども同じページなんですけど、教育費の関係で、小学校の体育館耐震診断業務、これはおそらく、先般教室というか学校の方は終わりましたが、今度は体育館、これはおそらく先般の新潟の大きな地震もありましたし、国もかなり、梶子入れも含めて考えてくるのかな。特に学校というと避難場所であり、子どもの生命を守るという場所でもありますから、そういうことから考えていくと、これは何をさて置いてでも取り組んで、私は、国のそういう良い条件下のときに、やっぱり取り組まなきゃならん。そのために、早急に耐震業務を進めるべきだという考えで元々おりました。その考えと今後における行政側の考え方も含めて、ひとつお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 質問をいただきました。一般質問でも幾分申し上げましたけども、この地域新エネルギーの目指してやろうとしている組織でございますけれども、町内の先ほど申し上げた有志が会を組織しまして、これから事業を立ち上げていこうということでございますけども、訓子府の可能なエネルギーの素材が資材が、一体何があるのかと、これはまあ足寄で言うとペレットということもありますし、とうもろこしを中心とする例えばエタノール等々もございます。それから重液等を駆使した廃液をどう再利用できるかとか、いろんな訓子府の自然の資源や様々な資源を調査をしながら、これを実用化してくためには、どうするのかということが、次のステップになると思うんですけど、とりあえずは専門家を招いて先進地の視察やあるいは、専門家を招いての研修、そしてまた、基本的には専門のコンサルタントを含めた一緒の中で、その訓子府町にあるエネルギーの可能性について研究する。これらに対する経費の100%国って言いましょうか、独立法人でございまして、それらから補助金をいただいて、まずは平成20年度立ち上げるというものでございますので、このところはご理解をいただきたいと思います。

それから2点目の小学校体育館の耐震化の問題を含めて、考え方を示せということでございます。先般、議員協議会で校舎の耐震の状況を、職員の方から説明をさせましたけれども、今すぐ壊れるとかということではなくて、震度6強の地震に見舞われた場合については、危険性があるということでございます。同時に、最近の報道関係を見ていますと、全国的にも耐震性なしというのが道内で言いますと約35%、しかし、実体としては調査も含めて、金がないからやらない。やれないといところもかなりあるようでございますけれども、そういう状況を踏まえて、文部科学省は、補助率を2分の1から3分の2にする等々含めて、過疎債の適用等も財源的な町政も、極めて平成21年、22年に20年から

21年にかけて実施するという事は、非常に財源的にも有利だという状況が見えてきますので、私の今の考え方としては、今回体育館を、まず耐震の調査を掛けさせていただく。学校全体の強度をきっちり把握するというのが1点です。

それから、追加補正で、これからお配りさせていただきますけども、今年度そのような情勢の中から、自主設計をぜひ予算措置をさせていただきます。その上で、今の概算では、おおよそ1億6,000万円ほど校舎だけにかかるだろうということでございますけれども、平成21年度に訓子府小学校・居武士小学校を含めて、その耐震性の危険性があるという問題があるということでございましたら、議員がご指摘のとおり、私たちも平成21年度の実施に向けて走り出したい。これが、実は、昨日河端さんが政策の優先順位というのは一体何なんだという質問出ましたけれども、とりわけ、総合計画や私自身の政策はもちろんでございますけども、何より優先するのは安心安全の政策だというお話をさせていただいた中に、この耐震の考え方があるということでご理解をいただきたい。とりわけ今回は、ここの議案では小学校の体育館の耐震診断ということで、ご理解を賜りたいと思います。まず中身のことにつきましては、またご質問がございましたら担当の職員から説明してもらいますけれども、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） まずは、初めの質問です。地域新エネルギービジョン。この関係なんですけども、今補助率100%と来年以降どうということになるんですか。まずその点を1つ伺いたい。

それから、今町長の説明あった耐震の関係なんですけども、我々の耳にもそういう補助率の高い、これはいつまでも多分続けないと思うんですね。国の財政面がありますから、過疎債も使えて一番有利な時期に、この安全で安心な施設をちゃんと完成させるということに向けて、さらに、十分な情報と体制を整えていくべきだということで、ぜひその点をお願いしたいということです。何かあれば伺いたい。今前段申し上げました新エネルギービジョンの関係の補助が来年までか再来年までか単年度か分かりませんが、その点をちょっと伺いたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 今回のビジョン策定につきましては、今年度で解決するという事で、100%補助ということでございます。これについては、たいぶん前から継続されてますので、今後もしも続いていくと思っておりますけども、あと、もしこの中でさらに何か有望なもの、訓子府町内で有望なものが、例えば、バイオマスだとかそういったものが、有望ではないかというものが出てきましたら、次の次元の重点テーマによる詳細のビジョンという形に、発展するという形に、発展する可能性も今のところ残ってるということでございます。これについては、ソフトについては補助率100%ということになりますけども、その後、もしハードということになりますと、事業主体によって違うんですけど、例えば、町外事業者だったら半分、民間だったら3分の1というようなところまで、一応発展する可能性はある。ただ、今のところはとりあえず地域の新エネルギーが集められるものがあるかどうかという調査をするということでございます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 耐震補強工事に関しまして、耐震補強工事に関しま

して、今回予算上では、耐震調査ということなんですけれども、次年度以降の事業の見込みということで、現時点で、まだ、積算詳細はまだこれからなんですけれども、現時点で想定される事業費について、簡単に説明をさせていただきたいと思います。今回これから追加提案させていただき予定になっておりますけれども、実施設計費としては、約1,000万円、予算上は、990万円の計上を予定しております。そのほかに、実際に平成21年度の耐震工事にかかる費用としましては、概ね1億6,000万円程度ということでございます。これは、金額につきましては、これからさらに動いていくということです。この財源としましては、国の安全安心な学校づくり交付金というのございまして、これは、現在の補助の基準、基準面積当たり単価が決まっております、その基準でいきますと約1億2,000万円の補助金が出るということになっております。補助基準額の3分の2が交付されるというものです。その残りにつきましては、本町につきましては過疎債を100%充当したいということでございます。あと体育館については、今回この補正予算が認められれば、耐震調査を実施するということになるのでございますけれども、それについては、22年度、21年度に実施設計して、22年度に安心安全な学校づくり交付金、おそらくこの交付金の中で多分賄えるんでなかろうかという見込みもあるものですから、22年度の整備を予定しているということでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。4ページの障害者福祉事業委託料とあります。34万2,000円、50万4,000円これなんです、これは配食サービス、488食分、398食が1,118食になりまして、1食700円でということで、これは、訓子府町のあの中で作るものなんですか。今までは、業者に委託していたものをNPO法人がやって、今まで27万6,000円の補正、去年、えらい値上がりしたような気がするんですけど、そして、庁舎の中で調理をやるというのは、どうも納得いかないんです。そしてこれは、19年3月27日に深見定雄前町長と、きらきら本舗代表後藤武男さんとが結んだ行政財産の使用に係る実質負担分の納入についてという取り決めを私はいただいております。その中には、そのようなことをやる時には、いろいろの手続きをして、いろいろやらなきゃならんとここに書いてあるはずですよ。なぜ、大体が僕、臭いが凄いで驚いたんです。こないだ。やはり庁舎内での調理は無理でないかと思えます。これは、委託されるのは何ら問題がないかもしれない。しかし、庁舎内での調理は、遠慮願わなければいけないと思えます。ひどい臭いがしました、2日間ばかり。これを福祉保健課長、確認して頂けますか。どうですか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、金額が高額になってということで、値上がりしたというお話でございますけれども、実際には、利用者が増加したということで、委託する金額については、単価700円。それから利用者からご負担いただく利用料金は、1食300円ということで、変わっていないということで、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、庁舎の中でやること自体がいかかというお話でございますけれども、これにつきましては、従前から、喫茶たんぼぼでそういったようなこともされてまして、保健所の許可もいただいているということで、そういった面での問題はないだろうという認識でござ



ざいますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君。

9番（川村 進君） これは、やることに問題があるかないかというよりも、やはりきちんとした取り決めされて、きちんとやっってください。でないと、行政側は口頭で、何でも進められて、僕は口頭ではまずいんじゃないかということは、ここで、あまり言いたくないんだけど、霊柩車事業については、口頭でのあれです。書類一切ありませんでした。それから今回、先ほど一般質問した特別養護老人ホームの食材のどうのって言った時にいろいろ出てる中で、ほとんど口頭です。書類は出てきてません。それを福祉保健課長にお願いして、ちょっと見せてくださいって言ったたら、「探してます」というのと「ありません」ということです。これはちょっとまずいと思ひます。これはやっぱりきちんと取り決めをして、やっぱり調理はまずいと思ひます。この庁舎内での。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、この事業について、口頭でっていうお話でございましたけれども、庁舎を使用するにあたっては、使用申請をいただいて、許可を出して、係る経費については、実費でNPO 法人の方から負担していただくという、そういうことで進めさせていただいております。

議長（橋本憲治君） 川村議員、終わってます。

先ほど、山本議員に対しての答弁漏れがあるっていうことで、企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 先ほど次年度以降の事業についてご説明をさせていただきました。その中で、補助基準額につきまして、基準当り面積の単価が決まってるということで補助基準額で言いますと1億2,120万円。これが補助金じゃなくて、このうち3分の2が補助になりますので、8,080万円が補助になるということであります。簡単に言いますと、1億2,000万円のうち8,000万円が補助になるということであります。その残りが、計算上約9,000万円ですけれども、これが過疎債を充てる事業だということで訂正をさせていただきます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑、2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 2番、西山です。私も配食サービスについて、少しお尋ねします。たんぼぼで配食サービスを今回行うっていうことに対しては良いと思うんですが、今川村議員がおっしゃたように庁舎内というのは、まあ許可をとってれば別に問題はないとは思ひます。ただ、このたんぼぼの方の人数で、どの位まで利用者の配食が、限界っていうか可能なのか。またこれ、各家庭に夕食だということで宅配してます。それも宅配のその何て言うんでしょうか、人数、宅配する方的人数とかたんぼぼの方たちの人員でどの位まで賄えるのか。それとあと後高齢者向けですが、献立などは利用者が何食か選べるようになってるのか、それともどういふ献立の立て方をしてるのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、利用人数のどれ位までの人数まで、対応可能かというような趣旨ですが、実際、スタートして間もないということもありまして、そういう手際とか、いろんな部分もございまして、現状では、10数名、まあ正確なところは言えないですけど10数名までという、それと利用してる食器が以前町で購入して、こう

いう形で利用したいということで購入して、保管してあったものを利用してるもんですから、その食器の数が20個ということで、20までいくと対応は難しいのかなというふうに思います。それと利用者が献立を選べるかということでございますけれども、献立につきましては、福祉保健課の管理栄養士も中に入って、アドバイスをしながら調理をしているということもございますけれども、聞くところによりますと、利用者の様々な要望があるというふうに聞いておりますけれども、ただその日作るメニューというのは1種類というか、そういう対応しか出来ないということで、皆さんの要望には全部答えるというのは現実には出来ないということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） あとですね、先日ですね、私はまだ庁舎全体がちゃんと見たことなくって、ある方にちょっと案内してもらったんですが、うららの方の裏側の通路に何か小さな会議室の他に、流しがついたお部屋あります。たまたまそれだと思うんですが、お弁当箱がこう重なって置いてあったんですが、あそこは何か、例えば、この配食サービスか何かで利用するのでしょうか。どういうことで使われるお部屋なのか、その関連を。

議長（橋本憲治君） 時間の延長の関係で、お諮りいたします。

本日の会議時間は議事都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、言われました部屋ですけれども、うららのリハビリ室のことかというふうに思います。あそこは、流し台とかも冷蔵庫なんかもありますんで、一部あそこも利用しながら進めているということでございます。

議長（橋本憲治君） 10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 小林です。4ページの配食サービス事業のことで、お伺いをしたいと思います。先ほど川村議員が臭いのことで心配されていたわけでありましてけれども、もしも本当にひどい臭いが出るとなれば、前もってその対策をしていくべきだと思いますけれども、たまたま、たんぼぼの上が議員の委員会室であるもんですから、そういう部分も考慮して、考えていただきたいなと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 調理の臭いという部分では、確かに多少はあるのかなというような認識もしてございます。皆さまに迷惑をかけないように、それなりの対策を講じながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 佐藤です。小学校体育館の耐震診断のことにつきまして、もう少しちょっと、391万3,000円の内容の件なんですけど、この見積の試算ということで、ちょっとお聞きしたいんですが、これは、居武士小学校と訓子府小学校でしたね。それで、

これ広さで試算されるのか、経過年数でこういうものが出されるのか、これが1つと。

それから、現在の体育館の建設時のときですけれども、これは、何度に耐えられるように出来ているのか、もし資料があれば。

それと、391万3,000円の訓小で、いくらで、居武士が何ぼになっているのか資料があれば伺いたい。

それと業者は、どこの業者が行うのかも教えてください。

以上です。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま、小学校の耐震診断の関係の質問を何点かいただきました。これにつきましては、まず、積算の内訳の中身で、内容はどういうふうな中身で、積算されているのかということでございますけれども、これについては、面積がそれぞれ訓子府小学校の体育館で929㎡。居武士小学校の体育館で561㎡でございます。中身でございますけれども、これについては積算の歩掛によってそれぞれ積み上げて積算をしてございます。

それと経過年数によって、震度的にどれ位まで耐えられるかというご質問でございますが、これにつきましては、今回の耐震につきましては、昭和56年6月1日に新耐震設計の施行がされて、それ以前に建てられた建物が耐震化をしなければならないという建物でございます。これにつきましては、訓子府小学校の体育館が、昭和49年に建設されております。それと居武士小学校の体育館が昭和55年に建設されております。それ以前の建物ですので、耐震のどれ位まで耐えられるかというのは数字ではちょっと聞いてませんので、それについては分かりません。

それぞれの積算の金額でございますが、訓子府小学校の体育館については、216万4,000円。居武士小学校の体育館につきましては、174万9,000円でございます。

もう1点、業者につきましては、これにつきましては、これから選定するってということになりますのでまだわかりませんが、ただ、両方とも以前設計しているのが、日本工房でございます。両方とも日本工房で設計しているので、もしかすると日本工房という形になるかもしれませんけど、今のところは、まだ決まっております。これからでございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第32号の質疑を終了いたします。

次に、議案第33号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第33号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第35号、議案第32号、議案第33号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第35号、議案第32号、議案第33号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、議案第32号、議案第33号は原案のとおり可決されました。

#### 散会の宣告

議長(橋本憲治君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前9時30分からです。

ご苦労様ございました。

散会 午後 4時6分